

第 45 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 45 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年10月17日（金）15：00～17：34

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

- (1) 農業の持続的な発展に関する施策について①
- (2) 団体の再編整備等に関する施策について
- (3) 農業構造の展望について
- (4) 新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望（第2回募集）について
- (5) 食料・農業・農村政策審議会企画部会地方意見交換会について

3. 生産条件不利補正交付金の調整額の算定方法の制定等について

4. 閉 会

【配付資料一覧】

(農業の持続的な発展に関する施策関係資料)

資料 1 - 1 担い手の育成・確保、農地集積・集約化と農地の確保等

資料 1 - 2 担い手の育成・確保、農地集積・集約化と農地の確保等 (参考資料)

資料 2 - 1 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業農村整備

資料 2 - 2 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業農村整備 (参考資料)

(団体の再編整備等に関する施策関係資料)

資料 3 - 1 団体の再編整備等に関する施策

資料 3 - 2 団体の再編整備等に関する施策 (参考資料)

(食料・農業・農村基本計画に係る目標・展望等関係資料)

資料 4 農業構造の展望について

資料 5 新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望
(第2回募集)

資料 6 食料・農業・農村政策審議会企画部会地方意見交換会について (案)

(経営所得安定対策小委員会関係資料)

資料 7 - 1 経営所得安定対策の概要と生産条件不利補正交付金の調整額の算定方法の
制定等について

資料 7 - 2 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条
第2項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

15時00分 開会

○政策課長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わりませずご参集いただき誠にありがとうございます。

本日は、小泉委員、武内委員、藤井雄一郎委員、松永委員、及び藻谷委員が所用によりご欠席となっております。

現時点での出席者数は12名でございますが、13名になる予定でございます。食料・農業・農村政策審議会令の規定によります定足数6人を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会は中嶋企画部会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議は17時30分までの予定で、議題は「新たな食料・農業・農村基本計画について」及び「生産条件不利補正交付金の調整額の算定方法の制定等について」です。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、佐藤農林水産大臣政務官にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官を仰せつかっております佐藤英道でございます。本当に日本一といってもいいぐらいお忙しい先生方をお迎えしての審議会、心から感謝と御礼を申し上げるために私は今日、お伺いをさせていただいたところでございます。

本当に台風や前線の影響などによって、日本の国内の農林水産業、さまざまな被害も生じているところでありまして、農地や林地等の災害復旧につきましても、さまざまな対策を行っているところでございます。被災された方々が一日も早く営農を再開できるように万全の対応を行ってまいりたいと思っております。

本日は、担い手の育成や確保などの農業の持続的な発展に関わる施策、団体の再編整備等に関する施策、農業構造の展望等についてご議論をいただくことになっております。委員の先生方の皆様におかれましては、それぞれご専門のお立場から活発な忌憚のないご意見を賜りますよう心からお願いを申し上げまして御礼と冒頭のご挨拶とさせていただきます。お世話になりますが、どうぞよろしくお願いたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

議事に移る前に、配付資料の確認等について、事務局からお願いいたします。

○政策課長 カメラの方は恐れ入りますが、ここで退出願います。

(カメラ退出)

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料の一覧をご覧くださいと思います。

本日の配付資料は、議事次第、この配付資料一覧、企画部会委員名簿のほか、資料の1-1、1-2、2-1、2-2、それから3-1、3-2、4、5、6、それから最後に資料の7-1と7-2でございます。また、委員の皆様方には、これまでの基本計画等の参考資料を綴じたファイルを机の上に置かせていただいております。ご確認いただきまして、もし不足している資料がございましたら、審議の途中でも結構でございますので、お近くの事務局員まで声をおかけください。

また、議事録は会議の終了後、委員の皆様にご確認いただいた上で農林水産省のホームページに掲載して公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題の2、新たな食料・農業・農村基本計画については、(1)から(5)までの項目がございます。互いに関連性のある項目をまとめて議論したいと考え、まず(1)農業の持続的な発展に関する施策について①、(2)団体の再編整備等に関する施策について、及び(3)農業構造の展望について資料を説明し、17時頃までご議論いただきたいと思います。その後、(4)新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望(第2回募集)について、及び(5)食料・農業・農村政策審議会企画部会地方意見交換会についてご議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず(1)から(3)について事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 それでは、経営局からよろしくをお願いいたします。

○経営局長 経営局長でございます。

それでは、資料の1-1をご覧くださいと思います。担い手の育成・確保等のテーマでございます。時間の関係がありますのでポイントのみご説明いたしますが、まず1ページのところから、現状と課題でございます。左側を見ていただきますと、農業者の高齢化が相当進んでおりまして、65歳以上の方が63%、一方で若いほう、40代以下の方が10%

とこういう状況でございます。それから、土地持ち非農家を中心に——右側のグラフですけれども——耕作放棄地が拡大をしてきたと、こういう状況でございます。

それから2ページでございますが、この農地の集積（流動化）の状況でございますが、そのこのグラフにありますように、だんだん担い手のところに農地の集積が進んできております。10年前、平成12年のところでは27.8%、これが担い手に使われていた面積ですが、一番右側の平成22年、ここでは49.1%、約半分を担い手の方が使うという状態になっております。

それから1枚おめくりいただきまして、家族経営体の動向でございます。そのページの左の下のところに表がございますが、家族経営体の数は減っておりますが、この中で規模の大きい方、左側の折れ線グラフを見ていただきますと、5ヘクタール以上の階層のところはどんどん増えているという状況でございます。この家族経営の場合には、ある程度の規模になりますと法人化をするというケースも見られるというふうに考えております。

それから4ページでございます。こちら法人経営のほうですけれども、大体この10年間で2倍以上になっておりまして、現在1万4,600という状態で法人の数が増えております。

1枚めくっていただきまして、5ページのところですが、法人経営の中では販売金額が1億円を超えているところ、これが全体の24%ございます。それから法人経営のほうは6次産業化等にも真剣に取り組んでいるといった状況が見てとれます。

それから6ページは、この法人経営体の雇用者——雇っている人の数でございますけれども、常勤と非常勤それぞれ7万前後という形でございます。

それから、次の7ページをご覧くださいまして、これは政策の一つの考え方ですけれども、基本法の中では効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するということが書いてございます。この効率的かつ安定的な農業経営がどういうものかというのが一つのポイントだと思いますけれども、効率的というのは生産性と収益性が高い。それから、安定的は一時的に利益を上げているだけではなくて、中長期的かつ継続的にも発展性があるということかというふうに思っております。

この2つの点を両立させるということを考えますと、経営感覚といいますか、経営マインドといいますか、それをきちんと持った経営体であることが必要だろうということですし、この2つを両立させている経営体であれば、労働時間あるいは所得の面でおおむね他産業の従事者と遜色のない水準になっているというふうに考えられるところでございます。

それから8ページ、今のページを踏まえまして、担い手の考え方をどう見るかというこ

とでございます。効率的かつ安定的な農業経営といった場合に、そこの図がございますけれども、上のほうは既に効率的かつ安定的な農業経営体になっている経営体。それから下のほうがそれを目指している経営体ということでございます。認定農業者は目指している方と、それから既になっている方と両方が入っていると思っておりますけれども、この認定農業者のほかに、左側のほうで認定新規就農者、これがおりますし、それから任意組織の集落営農、これもございます。この両者とも効率的かつ安定的農業経営を目指していくということでございますので、このトータルを担い手というふうに捉えていると、こういうことでございます。

それから9ページでございますが、農業の産業としての自立に向けた施策の方向のイメージでございますが、左側の真ん中のところに農地中間管理機構が書いてございます。これによる構造改革を進めていって、農地利用の8割を担い手に集積をする、担い手の規模拡大と集約を図る、これが一つですし、それから上のほうで、担い手の育成、それから経営発展の促進を図っていく。それから下のほうでは、農業界と経済界との連携も促進する。これのトータルで農業の産業としての自立を目指していくと、これが基本的な考え方でございます。

10ページから個別の施策ごとに書いてございますけれども、まずは法人化でございます。経営管理ですとか経営判断をきちんとする、あるいは経営を継承していくといった面で、法人化というのはやっぱり有力な手段だと思っておりますので、これを推進していくということでございます。

それから、次の11ページにまいりまして、経営の多角化・複合化といったことですが、これも経営資源を有効に使う、あるいは経営リスクを分散するといった面で、この多角化・複合化をきちんと進めていく必要があるということでございます。

それから、12ページのところは新規就農者の確保でございますが、冒頭のデータで見いただきましたように、若い方が非常に少ないアンバランスな状態でございます。これでは将来にわたって農業を持続することはなかなか難しくなるというふうに考えられますので、若い方にできるだけ入っていただいて定着をしていただきたいというふうに思っております。特に最近では、法人等に雇われる形で農業に就農する方が増えておりますので、こういったものを含めまして、若い方の参入を促進するということです。一番右下のところに書いてございますが、現在、40代以下の農業従事者20万人弱でございますけれども、これを10年後には2倍の40万人に拡大をするということで、青年就農給付金等の対策を打っ

ております。

次の13ページが、この新規就農、若い方の就農促進のための施策の体系図でございます。所得の確保、それから技術・経営力の習得、それから機械・施設の導入ですとか、農地の確保、それぞれの課題に応じまして体系的に施策を整理しているということでございます。

それから、14ページはこれとの関係で、農業者の経営者としての教育をきちんとやるということで、一つの例示を出しておりますけれども、アグリフューチャージャパンという社団法人ができておりまして、農業界と産業界の連携のもとに経営者教育を進めているということでございます。

それから15ページ、これは担い手の経営継承でございますが、担い手、それから法人経営者の方々の高齢化が進んでおりまして、この担い手の経営をきちんと継承していきませんと、せっかく担い手に集積された農地が、それが荒れてしまうということになります。そうやって次の世代に確実に継承していくということが必要でございますので、これは、中小企業等でも経営継承は相当時間をかけて取り組んでいるテーマでございますが、農業の世界におきましても早目早目にこの計画を立てて経営を継承する、あるいはほかの法人との合併を進めるとか、こういったことを進めていく必要があるというふうに考えております。

それから、16ページのところが企業の参入でございますが、平成21年の農地法改正でリース方式であれば全ての企業の方が参入することが自由になったところでございます。それから、3つ目の丸でございますけれども、昨年の臨時国会で農地中間管理機構、この法律が成立をいたしまして、この機構は企業の方を含めて担い手の方に農地を転貸するということとなりますので、特に担い手が不足している地域、こういう地域では企業の方にどんどん入っていただくということが必要だというふうに考えております。

それから17ページでございますが、女性の関係でございますけれども、農業者の中で女性の方、42%を占めておりますし、非常に重要な役割を果たしていただいております。特に経営に女性が参画しているところほど販売金額が大きい、あるいはそういう役員・管理職がいるところほど売り上げとか収益力が向上する傾向があるということもございまして、この女性の能力をさらに積極的に活用していくということが必要だというふうに考えております。そのために、右側でございますように政策や方針決定の場に女性に入ってくださいとか、補助事業につきましても優先配慮をするとか、それから次世代の育成を図るとか、こういったことを進めております。

特に18ページでは、「農業女子プロジェクト」といっておりますけれども、女性の農業者の方と色々な企業の方が連携していただきまして、女性のアイデアで色々な企業の商品あるいはサービスを改善していくということをやっております。女性にもいろんなところで表に立って活躍していただくことを進めているところでございます。

それから19ページでございますが、ここは担い手への農地の集積・集約化でございますけれども、先ほど見ていただきましたように、現在、担い手が使っている農地が全体の5割までできておりますけれども、これをさらに加速化をしていく。特に分散している状態をできるだけ集約化をして、コストを下げながらきちんと農業ができるようにするという観点で、昨年、農地中間管理機構も成立をしておりますので、これを積極的に活用していくということでございます。

特に20ページのところでは、この中間管理機構をうまく使っている熊本県の事例がついております。現在、東京都以外の46県でこの機構が立ち上がっておりますが、その中でもこの熊本が特に前向きに進めている優良事例でございます。そこに書いてございますが、知事が強力なリーダーシップをとっていただいて、知事に農地を貸していただきたいということでいろんなところに呼びかけをされておりますし、モデル地域も既に64地区。それから現場で動ける人の体制を40人以上つくっている。具体的な地域といたしましても、100ヘクタールを超える規模の大規模な生産法人をつくって、そこに一元的にやろうというところ。それから基盤整備の機会に本当に担い手の方がまとまった面積を使えるような形で集約化を図るところ。あるいは、高齢化が進んで、もう既にできなくなっているような果樹農家の農地を企業が借りてやるような形で使う。こういった体制を整えているところでございます。

○農村振興局長 農村振興局長でございます。それでは21ページ、優良農地の確保に向けた施策についてご説明いたします。

21ページ左側をご覧ください。平成21年の農地法等改正で、農地転用規制の厳格化が行われましたが、これによる優良農地の転用抑制の効果は現行基本計画における見通しとほぼ同程度で推移しております。一方、農地転用許可制度のあり方につきましては、21年の改正法の附則及び昨年12月の閣議決定で、改正法施行後5年、すなわち本年の末を目途に検討を行うこととされております。また、耕作放棄地の発生抑制及び再生の面積につきましては、現行基本計画の見通しから乖離してきておりますものの、再生利用の取組への支援等は一定の効果を上げているところでございます。

これらを踏まえまして、右側の今後の施策の具体的な検討方向についてでございますが、優良農地の確保のための施策のあり方、それから農地転用許可事務の実施主体のあり方につきましては、一つは個別の農地転用許可等については市町村が担うべきだという地方六団体の提言があります一方で、優良農地の確保のためには開発現場と距離を置いた判断ができる者が行うべきである等の考え方もございまして、これらを踏まえながら、食料自給率目標や農地面積の見通しに関する検討と併せて検討していくこととしております。

また、耕作放棄地対策につきましては、引き続き再生利用の取組の支援を行いますとともに、そこに掲げております関連施策との連携のあり方についても総合的に検討していくこととしております。

○経営局長 続きまして22ページでございます。経営所得安定対策でございますが、この食料・農業・農村基本法に基づきまして、価格政策から経営安定政策への転換というのが行われてまいりました。特に平成19年度からは担い手経営安定法ができて、いわゆるゲタ対策、ナラシ対策、これを実施しておりました。その後、この政策につきましてはいろんな変化がございましたけれども、昨年、産業政策の観点から、この経営所得安定対策の見直しを行いまして、19年につくりました担い手経営安定法を軸とした対策として再構築をしたところでございます。特に先の通常国会におきまして、この法改正も行いまして、対象を担い手に集中をし、いずれも規模要件を課さない形でこの対策を実施するというところになってるところでございます。

それから、次の23ページでございますが、セーフティネットの一つとしての収入保険制度の導入の検討でございます。現在は、セーフティネットとして農業共済制度がございませけれども、この制度、自然災害による収穫量の減少、これを対象にしております。したがいまして、価格の低下をきちんと基本的に見ておりません。それと対象品目も収量をきちんと確認できるものに限定をされておりますので野菜等は入っておりませんで、実質的には農業生産の6割をカバーしているにとどまっております。こういう農業経営全体をカバーしていない状態でございますので、農業経営全体の収入に着目をした新たな収入保険というセーフティネットを検討しようということで、現在検討が進められております。右側の施策の推進方向に書いてございますように、経営全体に着目をして、価格低下も含めた収入減少を補填する。それから全ての農業経営品目を対象にして経営全体として加入をする。経営管理をきちんとやっている方に自分の判断で入っていただくと。こういうことを現在検討しているところでございます。

スケジュールが左下にございますけれども、現在農家の方の収入等の調査をいろいろやっております、来年27年産につきまして事業化調査、本当にうまくいくかどうかというフィージビリティスタディをやらせていただいて、それを踏まえて法制度につなげていくと、こういうスケジュールで進めているところでございます。

この収入保険の導入とあわせまして、現在の農業共済制度につきましても、基本的には検討を加えたいというふうに考えておるところでございます。

○農村振興局長 続きまして、資料の2-1をご覧くださいと思います。資料2-1は農業の持続的な発展に関する施策①のうち、構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業農村整備についてでございます。

まず、1ページをご覧ください。上の四角の最初の丸でございますけれども、ほ場整備による区画の拡大や農地の排水改良につきましては、担い手への農地集積ですとか生産コストの削減等に寄与しております。例えば資料の中段の左側と真ん中に示しましたように、整備済みの水田では担い手への農地集積率が高い、あるいは稲作労働時間の低減が図られるということを示しております。力強い農業を支えるという観点から、引き続き農地の大区画化、汎用化等に取り組みまして、農地中間管理機構と連携した担い手への農地集積・集約化ですとか農業の高付加価値化を推進していくこととしております。

資料の上段の2つ目の丸、上の四角の丸でございますけれども、ICTですとか、地下かんがいの導入、パイプライン化といったことによりまして、水管理の省力化等を可能とする新たな農業水利システムを構築しまして、規模を拡大した担い手の労力の負担とならないようにするといったことで、農業構造の変化に対応した生産基盤の整備に努めていくこととしております。

こうした考え方を基本として、今後の施策の具体的な検討方向を右下に整理をしております。その際、欄外にありますけれども、費用対効果ですとか環境との調和に留意しつつ、事業を計画的・効率的に推進するという観点も重要だと考えております。

次に2ページ目でございます。老朽化等に対応した農業水利施設の保全管理についてでございます。農業水利施設は国民への食料の安定的な供給基盤でありますとともに、地域における排水の機能を有するなど重要な社会資本ストックでもございますが、老朽化が進行する中、機能を適切に維持保全しつつ、次世代へと承継するということが重要な課題となっております。

また、資料の中段、真ん中の図はちょっと見づらいですけれども、標準耐用年数を超え

る農業水利施設が今後10年で3割に達するというを示しております。また、右側の図にありますように、基幹施設から末端水路を通じて機能を発揮する農業水利施設につきましては、多様な主体による一体的な保全管理体制が必要でございます。

このようなことを踏まえまして、右下の検討方向でございますけれども、点検・機能診断等の結果に基づいて、施設の徹底した長寿命化やリスク管理を強化する、また、基幹施設から末端水路までの保全管理体制を充実させるという観点から、地域の共同活動による末端用排水路の管理を支援する多面的機能支払いの活用、あるいは農業水利施設の点検・機能診断結果等について地理情報システムを活用した情報の可視化・共有化を進めるといったことを具体的に検討していくという整理をしております。

3ページ目をご覧いただきたいと思います。都市化や混住化が進む農村部では、集中豪雨の増加といった気候変動の影響や大規模地震の発生によりまして、農地だけではなくて家屋や公共施設等が浸水するといった災害リスクの高まりが懸念されております。こうした中で、農業経営や安全・安心な暮らしを実現していくために、国土強靱化の理念を踏まえて、ため池等の農業水利施設が機能不全に陥らないように、多様な主体が連携してハード・ソフト両面の防災・減災対策を推進する必要があります。このため、右下に示しましたように、さまざまなハード・ソフトの取組につきまして、地域の実情やリスク評価に応じて優先順位を勘案しながら効率的に推進するとともに、ハード・ソフトを適切に組み合わせたり、既存施設を有効に活用したりすることによって効果的に推進し、地域の特性に応じた新たな防災・減災の取組を進めてまいりたいと考えております。

最後のページですけれども、4ページ目でございますが、農業構造・農村変化等を踏まえた土地改良制度に関する検証・検討ということで整理をしております。農業構造・農村の変化に伴いまして、大規模で少数の担い手と土地持ち非農家等への二極分化が進むと考えられる中、集落による農地・水の管理ですとか土地改良区の組織・運営、土地改良事業の実施に際しまして、関係者の意識とかニーズ等に変化が生じる可能性がございます。具体的には、資料の中段、右側の四角に整理しましたように、農地や水の日常的な管理への影響、あるいは水管理等に対する技術的ニーズが多様化する、さらに老朽化施設の更新といった事業実施に対して地域内での考え方が多様化するといったことが想定されるところでございます。

このようなことを踏まえまして、今後の具体的な検討方向といたしましては、農政改革の進展等に伴う農業構造・農村の状況の変化を見極めながら、土地改良事業、土地改良区

の現状・ニーズ等について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、土地改良制度のあり方について検証・検討してまいりたいと考えているところでございます。

○経営局長 続きまして、資料の3-1をご覧いただきたいと思います。団体の再編整備等に関する施策ということでございます。

まず、1ページのところが農協の関係でございます。上の四角のところに書いてございますが、農協も当然のことながら農家の協同組織でございますので、農業者の所得を向上させて地域農業を発展させていく、こういうことでございますけれども、これ、地域によっていろいろ農協のいいところ、悪いところがございまして、経済事業については必ずしも担い手の期待に十分応えられていないと、こういう状況だというふうに考えております。このために6月につくられました「農林水産業・地域の活力創造プラン」、こういったものの中では、地域の農協が自立をして農業者の所得向上のために創意工夫を発揮して事業運営をするということと、それから連合会・中央会が地域の農協を適切にサポートできるように見直すということにされておりました、これを踏まえて検討した上で、次期通常国会に法案を出すということになっておるところでございます。

それから2ページでございます。ここは農業委員会のところでございますが、農業委員会は農地に関する市町村の独立行政委員会でございます。ですが、耕作放棄地が増大するなど——これは地域によってですけれども——必ずしも十分な機能を果たせていないところもございまして、このことを踏まえまして、6月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中では、この農業委員会が地域における農地利用の最適化、担い手への集積・集約化ですとか、耕作放棄地の発生防止・解消、それから新規参入の促進、これをよりよく果たせるようにするという観点から見直すこととされておりました、これも検討の上、次期通常国会に関連法案を出すということになっております。

それから、もう一枚おめくりいただきまして3ページでございます。ここは農業共済の団体でございます。この農業共済につきましては、地域単位で農業者が相互扶助を基本とした共済組合をつくって、この組合の中のリスク分散を基本として、この事業を実施してきたところでございます。しかしながら、高齢化に伴いまして、相互扶助による事業運営、例えば収穫が減ったときにお互いに確認に行くといった仕事がなかなか難しくなっているということもございまして、先ほどご説明いたしましたように、収入保険制度の導入を検討しておりますけれども、その際に、この農業共済そのものをどうするか、それから、この団体であります共済団体をどうするかということにつきましても検討が必要だという

ふうに考えているところでございます。

○農村振興局長 4ページでございます。土地改良区についてでございます。

土地改良区は土地改良事業を実施するために農業者自らが設立する団体でございますけれども、この土地改良区に関しましては、大規模経営体の形成ですとか農業者の高齢化、それから地域の営農形態の多様化など農業構造に関連してさまざまな変化の動きが見られるところでございます。こうした動きに伴いまして、農地・水の、先ほども触れましたけれども、日常的な管理への影響ですとか施設の更新等の土地改良事業実施に対する地域内での考え方の多様化、あるいは水管理等への技術的ニーズの高度化・多様化といったことが生ずることが想定されるところでございます。

このような状況を踏まえまして、今後の農業構造の変化に対応して土地改良区がその役割を適切に果たすことができるように、用水路等の管理ですとか組織運営の効率化を図るために合併等による組織運営基盤の強化を引き続き促進していくことが必要と考えております。

また、土地改良区を含む土地改良制度のあり方につきまして、農業構造等の変化を見極めつつ、土地改良事業や土地改良区の現状・ニーズ等について引き続き把握・分析を行いまして、その結果を踏まえて検証・検討していくこととしていることは先ほど申し上げたとおりでございます。

○経営局長 続きまして、資料の4をご覧くださいと思います。農業構造の展望についてでございます。今度の基本計画における農業構造の展望について、どういう考え方で整理をしていくかという、その考え方の整理でございます。

先ほども担い手のところでご説明いたしましたけれども、基本法の第21条、ここでは効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する、こういう方針が掲げられておりますので、この担い手の姿を明確にした上で、望ましい農業構造の姿を提示するということにはどうかというふうに考えております。その際、担い手の数そのものよりも、担い手、この方々の農地利用のカバー率、現在5割でございますけれども、プランの中では10年後に8割をカバーするということを目指しておりますけれども、担い手の農地利用のカバー率、これをメインとして10年後を展望するという形を考えたらどうかということでございます。その際、農業就業者、経営体の数というよりも実際農業をやっている人の数ですけれども、基幹的な農業従事者と、それから雇われてやっていたら雇われる雇用者とおられますけれども、この方々の年齢構成を重視して農業労働

力の見通しも提示をするということでございます。

2ページにございますのは、先ほど一度ご説明しましたけれども、既に効率的・安定的な経営になっているところと、それを目指しているところ、この両方のところに農地を集積していくと、こういう考え方でつくったらどうかと、こういう発想でございます。

それから3ページのところは、これまでの基本計画のたびごとの整理をしております。12年、17年はほぼ同様でございますが、22年はかなり考え方が変わっておりまして、一番右側の次期基本計画では担い手の数よりも担い手の農地利用のカバー率をメインとしていくという発想で、一番下の備考欄のところですが、基幹的従事者と雇用者を合わせた就業者全体の数、それと年齢構成の見通し、これを合わせて提示をする方向で考えたらどうかということでございます。

それから4ページのところは、構造展望を示したときに、これまで都道府県、市町村がどういうふうになんかそれを認知され活用されているかということ整理したアンケート調査でございます。右側の表を見ていただきますと、都道府県における構造展望の認知状況は約8割。4割の都道府県はこれを参考として活用していただいているということでございますが、一方で市町村における構造展望の認知状況は約3割にとどまっているということでございますので、今後さらに活用が進むように工夫をしていくことも必要というふうにございます。

以上でございます。

○政策課長 議事次第の2の(1)から(3)までの説明は以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

では、ここまでの説明について意見交換を行いたいと思います。時間は約1時間半程度と見込んでおります。

発言の際には挙手をしていただき、私のほうから指名させていただいた後に、ご発言をお願いいたします。何人かの方にまとめてご発言いただき、その上で事務局からのご回答をお願いいたします。

それでは、いかがでございましょうか。

それでは、藤井委員、その後、萬歳委員、お願いいたします。

○藤井(千)委員 担い手の育成と女性農業者について、それぞれ2点ずつ意見を述べたいと思います。

まず、青年の新規就農者を現在より倍増するという目標に向けて支援策のメニュー等が

用意されていますけれども、新卒さらにUターン、Iターン、Jターン、または転職等で農業をやりたいという人たちにどのようにアプローチするかが明確ではないように見えました。よほどの策を講じないと、人手不足がこれからさらに深刻化すると思われまので、このままでは若い世代の人が農業に注目するとは思えない。例えば私は農業地域を抱えるあるハローワークの求人ネットを検索してみたんですけども、私が見た500件のうち、農業関係はわずか2件だったんですね。一つは農業法人が運営する直売所の販売員、もう一つは雇用農業を2人募集するというこれだけだったんです。これでは職を求める若者に農業という選択肢があるということが伝わらないのではないかと懸念します。例えば雇用農業者を雇う団体・企業等に対して募集するときには、必ずハローワークとかジョブカフェみたいところに登録して募集をかけるとか、そういうことを義務づけるとか。やはりこれからの農業というのは多様な人材が参入するということが農業の足腰を強くしていくことじゃないかなと思いますので、多くの若者に農業という選択肢が目にとまるような方法を考えてほしいなと思います。

もう一点は、この中に平成25年に開校した日本農業経営大学校というのがあって、経営感覚にすぐれた人を育てるということのようなんですけれども、定員がわずか20人というのは余りに少ないような気がします。もっと多くの学生を受け入れるべきではないかなと思いますし、例えば地方の農政局ごとにそういう学校をつくって地域の中で有望な人たちを受け入れる。今、その大学校は品川にあるということなんですけれども、この学校が品川になければいけないという理由は余りないような気がします。例えばアメリカの大学とか日本の一部の大学でも取り入れているインターネットを使った授業などは割と簡単にできると思うんです。だから、1カ所で授業をして、それがインターネットで見れるようにする方法とかいろんなことをやれば可能ではないかなと思います。それで、すぐそばに農業地域があるわけですから、そこで実地もできますし、例えば企業的な勉強をするときには実習に東京などに出てくればいいことであって、もっともっとたくさんの農業を志す若者を受け入れる組織にしてほしいなと思います。

次は女性農業者の活躍推進について2点述べたいと思います。

基幹的農業従事者の半分近く42%女性が占めているんですね。この大きな塊の部分が十二分に力を発揮できるかできないかというのは日本の農業の将来を考える上でもものすごく大きな鍵を握っていると思うんです。例えば今回の提案で「人・農地プラン」の検討の場に女性が3割とある。それはとても政府の目標である「2020年に指導的地位に占める女性

の割合30%」にも合致するし、いいと思いますので、例えばこの3割を全て就農している女性で占めるようにする。例えば学識とかそういった形で入ってくる女性もいるけれども、必ずその「人・農地プラン」の会議の中には就農している女性を3割入れるということを検討していただきたいと思います。

もう一点は、今度ではないんですが、4月に女性の参画の促進に関する資料というのをいただいて、その中に女性農業者への支援のメニューがいろいろ用意されているんですけども、例えば女性農業者が積極的にやっている事業が採択されるように配慮するものということで8つ事業があり総額485億円という予算が計上されているんですけども、一つ質問です。25年度分で女性がトップ、または女性グループに対する事業は何件で、全体に占める割合はどれぐらいで、事業費はどれぐらいなのかということをお聞きしたいです。こういう女性農業者の能力を積極的に活用しますというような言い方ではなくて、もっとはっきりポジティブアクションを打ち出したらどうでしょうか。必ず半分は女性がトップ、または女性団体の事業にきなさいというふうに、かなり強引にポジティブアクションを導入したほうが良いと思います。そうじゃないと女性がより積極的に採択されるよう配慮するものというような表現では、余り女性が来なかったからいなかったんだということになりがちだ。そういう言いわけが通用しないぐらい市町村なりでそういう女性を掘り起こしていけないとなかなか女性の団体とか女性農業者というのの掘り起こしはできないと思いますので、かなり強力的にポジティブアクションを導入してほしいということのお願いです。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、萬歳委員、お願いいたします。

○萬歳委員 それでは、私のほうから3点ほどご意見を申し上げたいと思います。

まず最初に、担い手の育成・確保、農地集積・集約化と農地の確保等という資料1に関する意見を申し上げます。経営の多角化のメリット、これは複数の作物を導入するという事で、複合営農という言葉もありますけれども、そういう名前におきましては、日本農業の一つの形として大事なものだと思います。まさに今、主食用米の需要が減少傾向にあるという状況でございます。そういうことからして、非主食用米への生産拡大を通じまして水田をフル活用しながら、需要に応じた米生産を行っていくという、このことが重要でありまして、今後の米政策の基本になるという思いでございます。この米政策を推進していくためには、当然、水田活用の直接支払交付金がございますが、これの長期的かつ継続

的な支援が極めて重要であるという思いで、現場は考えております。この交付金がいつまで続くのかという不安の声もございまして、基本計画の中でこれを中長期的にしっかりやっていくということを書き込むべきではなかろうかと思っております。まさに猫の目農政にならないような、そういう流れをきちんとうたうべきであるということがまず1点であります。

2つ目が、構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業農村整備であります。まさに水田のほ場整備は、担い手への農地集積を考える上で極めて重要でございます。農地の集積に関する全国の優良事例を見ましても、ほ場整備の実施に合わせまして担い手への集積が進んでおります。分散錯圃が解消された例も多くあるわけでありますので、農地中間管理機構による農地利用の集積と車の両輪で、ほ場整備事業の推進をお願い申し上げたいという点でございます。

次は、団体再編整備であります。先般も私なりのご意見を申し上げましたけれども、JA改革につきましては、8月から自己改革案の取りまとめに向けて精力的に議論を重ねているところであります。今後は組織内の機関決定を経まして、11月にも中間取りまとめを公表したいと思っております。今後、本部会におきましても我々の考え方を示したしましてご意見を賜りたいと思っております。

最後であります。農業構造の展望に関しての話であります。基本計画の主な対象を12年、17年の計画と同様に効率的かつ安定的な農業経営とする大きな方向性には賛同いたします。ただし、認定農業者制度につきましては、来年度からは一律の年齢制限などは設けず弾力的な運用が行われるという認識であります。安倍総理の言葉を借りれば、地方創生は各地域ならではの支援や創意工夫を生かすものであります。地域の実態に応じた柔軟な運用の徹底をお願いしたいと思っております。また、中山間地などの地域の実態を踏まえますと、兼業農家や家族農家などが多様な担い手によりまして農業・農村・農地が維持されているという現状でございますので、地域政策のさらなる強化・拡充に合わせまして、多様な農業者の重要性・役割につきましても、基本計画に明確に位置づけをすべきだという意見を申し上げます。

以上、3点ほど私の意見としてお願いいたします。よろしく申し上げます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それではほかに、小林委員。

○小林委員 まず、最初の資料の1-1ですけれども、7ページ目に記載されています効

率的かつ安定的。効率的というのは生産性、収益性が高いこと、安定的というのは云々という表現があるんですが、これは非常に定性的過ぎて、簡単じゃないのかもわかりませんが、定量のイメージというんでしょうか、こういう数字、こういう具体的なことを狙っているんですよということを共有する必要があるんじゃないかと思うんです。生産性、収益性というのは、今日よりも少しでもよければそれでいいというのか、そうじゃなくて、5割増しにするのか、倍にするのかとか、そういうことも含めて、可能であれば、こういうところはひとつきちっと明記をしたほうがいいんじゃないかと思います。その関連で、12ページに40代以下の農業従事者を現在の20万から10年後には40万に拡大するんだとありますが、担い手が個々にどの程度、定量的なことが期待・想定されるんだ、だから、こういう数字になるんだという全体のストーリーが必要なんではないのかなという気がいたします。

法人化を目指すというのは、これはこれでいいと思うんですけれども、一般の産業の中で今、大企業、小企業、中小企業と色々な施策があるわけです。だから、一律でこの辺をカバーするという発想は非常に困難があると思います。したがって、結構きめ細かな政策をしていかないと、いろんな法人に対しての対応が難しい、そんな気がいたします。

それと、2-1の資料につきましては、特に2ページなんかでいろいろ記載されていますけれども、これはこのとおりでやらなくちゃいけないのはよくわかりますが、長期のプラン、長期の展望を持って、具体的に施策を打っていく。場合によっては、例えば国交省なんかともいろいろ協議をしながらきちっとやることによって、予算の無駄遣いをぜひ避けてほしいなという気がいたします。

団体の再編云々につきましては、非常に大事だと思いますのは、これも我々の企業でもそうなんです、企業の常識と世間の常識というのは必ずしも一緒じゃないということは結構ありますので、JAのいろんな組織の中に、例えば一般の企業からも人をどんどん入れることによって、もっともっと多様性のある組織にするという方向で施行されるのが非常にいいと思います。

それと、産業構造の展望の資料4で、こんなのかと思ったんですが、4ページ目で説明がございましたけれども、市町村でほとんど認知もされていないというのは、何でこんなふうになっているのかよくわかりませんので、よく理由を分析いただいて、皆さんが利活用できるような方向で進めていただきたい、そんな思いです。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、松本委員。それから、その後、山内委員、お願いいたします。

○松本委員 3つほどです。それぞれ項目ごとに意見を申し上げます。

1つは担い手の育成・確保の観点ですが、まず、これ1つ質問といいますか、教えてもらいたいんですが、資料1-1の8ページでございましたかね、図が出ているんですけども、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体、これまでの検証で数字があったのかもしれませんが、ちょっと頭に残っていないので、この現在既になっている経営体の経営内容や経営体の現状、あるいは具体的な売り上げとか、この経営の所得なり利益とか、そういうものが、どういう層として把握されているのか、ちょっとそれを質問として、急ぎませんけれども、教えていただきたいのが一つ。

その上で、担い手の育成・確保の手段といたしまして、家族農業経営とか集落への法人化の推進は大変重要でありますけれども、一方で、これもいろいろあったんであります、経営ですから必ず100点満点がとれるというわけではないので、うまくいかなかった、例えば倒産するとか、そういうことがあり得るわけですね。現実にあるわけです、今日にあって。そういうところで、リスクヘッジといいますか、負の部分についてどのように対応していくのかという、そういう施策も少し深めておくべき話じゃないかという感じがいたします。

それから、農業法人の増大に伴いまして、雇用就農も大変比重が大きくなってきているという事実があります。その場合、従業員の雇用改善、かつてもちょっと申し上げましたけれども、焦点をこれからますます当てる必要があるんじゃないかと思います。ちょっと古い数字なんですけれども、私のほうで平成23年にちょっと調査したことがあるんですが、農業法人の正社員の平均年収が大体240万ぐらい、ちょっと古いんですけれども。ですから、社会保険とか所得税とこういうのを控除いたしますと、多分200万を切るとかそういうことになっているという状況で、3年ほど前の状況であります。また、月当たりの平均的な休日も5日に満たないと、大変ハードな就労体制になっているというのが現実のようでありまして、退職金とかそういう世界に至りますと3分の2はそういうものは用意できていないと、こういうことでありました。これから法人化の推進とうたっているわけでありまして、ぜひそういう視点での内容の強化といいますか、そういうことが必要になってくるんじゃないかと思います。所得水準あるいは雇用条件の改善といいますか、そういう目標とか政策支援、そういうものを具体的に示していくという対応もしていかなさ

やと思います。

2つ目の農地の集積・農地の確保の観点であります。担い手の農地利用の「農林水産業・地域の活力創造プラン」が大方針として、現行の集積の5割から8割に目指すんだと、こういうふうにうたっておるわけですね。この審議会での協議以前に、安倍政権としての大方針が示されたということがあるわけです。それを受け止めた上で考えますと、これまでの5割までの農地集積というのは大変条件のいいといいますか、そういうところです。しかし、到達するまでに20年、30年かかっております、現実には、権利の調整に。条件のいいところで5割までやってきたと。これからさらに3割を上積みするという事になれば、土地条件とかいろんな条件的にはハンディを持つところを動かさなければならぬということになるかと思えます。大変容易なことじゃないというふうに推測できるわけがあります。また、排水の条件でも、基盤整備が終わっているのが160万ヘクタールぐらいでしょうか、しかし、その中の約50万ヘクタールぐらいは排水不良という現実もあるわけです。そうしますと、自給率向上、大豆とか麦とかいろいろと目指さなければいかんわけでありまして、そういう基礎条件を置いておいて、なかなか声をかけても現実的には麦、大豆と進まないということに、壁にぶち当たるということがあろうかと思うんです。そういう現実をやっぱり基本計画でこれから検討、詰めていく場合には、その状況をどのようにきちんと真正面から受け止めて計画を練り上げるかということが必要ではないかと思えます。

それから3つ目、最後になりますけれども、団体の再編整備であります。施策といえますか農政でいろんな政策があると思いますが、私どもから見ますと、農地の確保と集積、それから担い手の育成、これが重要な主要課題だと私どもは思っておるんですけれども、「農林水産業・地域の活力創造プラン」でも大きな課題として据えておられるというふうに思います。このたび、規制改革の視点でJAさんとか農業委員会等々いろいろとご提起されて、一定の枠組みで閣議決定も既になされておる世界があります。それはそれとして大変重いことだとは思いますが、それはそれで重いんでありますが、当審議会におきまして、さらに欲を言えば、今のような政策課題を現場で着実に前進させる。そのためには、この農業団体というものが、あるいは機関がどうこれからの推進の姿としてあるべきかという観点で、この審議会ではご議論いただきたいと思えます。今、萬歳会長も言われましたけれども、11月に一定の中間の考え方を示されるとおっしゃいますけれども、私どもも今、精力的に組織内の検討も進めておりますので、そう遅くない中で一定の私ども

の考え方なりそういうものをこの場にも提示させていただきたいと、こう思っています。ざっくりばらんにご意見いただければと思います。そういう意味で、農政推進上における農業団体等の現場での役割について、そういう観点でのご検討をいただけたらと、このように要請をいたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員。お手を挙げられていました、失礼しました。

○山口委員 ありがとうございます。2点、経営の多角化と、それから担い手に関してお話をしたいと思います。

まず、経営の多角化についてです。資料1-1、11ページのところに、主食用米と非主食用米、他作物あるいは需要に応じた生産とありますが、この部分、より広範に需要を捉えて、今後伸びる、拡大が期待できるマーケット、そのニーズに対応を考えたときにどんな品種改良、品種開発が必要か、どんな技術開発が必要かということを考えるべきではないかと思います。

例えば家庭内食から外食、中食マーケットに今、激しく移っているわけですが、この外食、中食マーケットで一番問題なのは炊飯後の御飯が経時変化が起きてしまう、これが大きな課題なわけです。でん粉が老化しないように食感をおいしく保つにはどうしたら良いのか、これがこのマーケットの課題です。我が社なんかもその課題を投げられているいろいろな答えを出そうとしております。

あるいは医療介護マーケットでは、そしゃくしやすい、飲み込みやすい、かつ固形感があって、つまり食べやすくおいしい、お年寄りに優しい御飯が求められているわけです。おかゆがあるじゃないかと。毎日おかゆではやはり飽きるわけで、そういったことを実現するような米あるいは御飯というものが今、医療介護マーケットでは求められています。

和食ブームで海外需要が伸びるわけです。外国人の嗜好に合い、海外のメニューに最適なものは何だろうか、米の質はどういうものか吟味すべきだろうかというふうに思います。例えばピラフに、例えばリゾットにふさわしい米とはどういうものなのか。米を野菜と考える欧米の考え方もあるわけでありましたが、例えばライスサラダにふさわしい米というのは、もしかしたらドレッシングがコーディングされたものかもしれないわけです。

このように考えていきますと、新品種開発のための技術開発テーマというのは非常に多岐にわたって従来と変わってくるだろうと思います。これは単に米の育種あるいは開発だ

けではなくて、調理技術も含めて家庭の調理あるいは業務用の厨房の調理でもってどうい
うことが実現すればいいか。単においしい米ができればいいということではなくて、その
米がこういう状況で調理されればおいしくなると。中国人の観光客が日本の米は手に入る
わけですが、どうして秋葉原に日本の炊飯器を買いに行くのかというのはまさにこの部分
で、米のことを考えるときには米の周辺の技術も含めて考えると。そうしますとテーマが
非常に深くなり、そこまでマーケットのことを考えながら技術開発、新品種開発をすべき
ではないかと、これが多角化につながると思います。

それから、2点目の担い手の部分です。先日もご報告をしましたが、企画部会あるいは
果樹部会で実地見学をした折、成功事例を率いている方というのは、かなりはっきりとし
た要件を満たしておりました。一つには当然であります、農業に対する情熱が非常に深
いものでありますし、第2に実地体験に基づく労苦に対する、農業は大変だという認識を
しっかり持っていて、それを超える技術というものをお持ちになっている。3番目にそれ
だけではなくて、やはり絶えざる合理性を同時に持っている、この要件を備えている。
したがって、担い手等を考えるときに、そうした人材をどう育成できるかということが結
局農業の将来を決めるのではないかと思います。

例えば資料の1-1、13ページのところに新規就農や経営継承のための県農業大学の教
育プログラム、あるいはアグリフューチャージャパンの日本農業経営大学、こうした部分
の記述があります。こういう部分に関して、今申し上げたような要件を持ち得る資質を持
った方を選抜する必要がありますし、それにふさわしいプログラムを徹底的にこだわって
インプットしていくということが大事だと思います。

先日、日本農業経営大学の途中経過を伺いました。選抜については大変に厳選したやり
方をしているようなので、そういう意味では、この選抜基準、資質を備えた方を選びつつ
あるのだと思います。そういう方を育てる場合にどうこだわるかと言えば、やはり現場に
近い場で現実の肌感覚を持って、それで現実的に考えると、そういうことをプログラムに
組み込むということであって、ほかの業界の参考事例も取り入れながら、そういったプロ
グラムを徹底するということが必要でないかと思えます。

私が聞いたほかの事例では、ビジネススクールでもただ単にケーススタディをするとい
うだけではなくて、そのケーススタディから答えを出す。その答えを対象企業の経営陣の
方に具体的に提言をすると。これは極めて現実的で逃げのない答えを出さなくてははいけ
ないわけですが、そういうことを最終目的にしたプログラムがあります。あるいは東京大学

の新聞研究所はジャーナリズム業界に非常に多くの人材を送り込んでいますが、プログラムの中でジャーナリストとの交流が非常に深く頻度高く行われております。つまり、そういうことを通して現場に近いところでの肌感覚、現実的に考える力が備わるわけで、そういうプログラムをぜひ、この中に徹底的に入れ込んで先ほどの3要件を満たした人材を育成していくということが非常に大事ではないかと思えます。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

30分ほどたちましたので、ここで一旦切りまして、事務局のほうから少しご回答いただきたいと思えます。

○経営局長 いろいろご意見いただきましてありがとうございます。順次お答えいたしたいと思えます。

まず、藤井委員からございました青年就農者をふやすという、毎年、今、定着が1万人ぐらいでございますけれども、これを2万人ぐらいにしていくという構想で現在やっておりますが、このアプローチ、これをどうするのかというお話だったと思えます。この資料の中ではそこまで書いてございませんので、施策の体系図だけが13ページに載っている形になっておりますが、このアプローチのところが我々も非常に大事だというふうに思っております。ハローワークとの連携は実は最近始めましたので、まだ定着しているところまでいっておりません。これとは別に各地で、東京でも大阪でも名古屋でも新規農業の参入フェアのようなものをやっております、ここに農業者を雇いたいような法人の方に来ていただいたり、農地中間管理機構、学生の方、あるいは転職先として農業を求めている方を集めた、そういうフェアもやっております。これは、人気はかなり高くなってきておまして、去年より今年のほうがここに来る学生の方、あるいは脱サラの希望の方、こういう方がどんどん増えているような状況でございます。

これだけではなくて、個別の取組もいろいろやっております、例えば個別に大学にこちらからお邪魔をいたしまして、大学は当然卒業後の進路相談をいろいろやっておりますが、そこで農業を一つの候補として考えていただくというようなこともやっております。実はこれをやりますと、女子大とかあるいは体育系の大学とか、そういうところが農業にかなり熱心に前向きに捉えていただいて、取り組んでいただいているということもございまして、ここは幅広くいろんな若い方と接点を持ちながら広げていく工夫をこれからもしていきたいというふうに思っております。

それから、最近は法人経営の方々が何社か集まって、学生を対象にしたリクルートの説明会をやるというようなこともかなり行われるようになってきておりまして、ここに来られている学生さんは本当はかなり有名な大学の方まで来られている。早稲田、慶応、東大とかそういうところまで来られているという状況もございますので、若い方の農業を見る目というものも、かなりここにきて変わってきているんじゃないかなと正直思っております。この傾向をさらに助長していきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、AFJ——アグリフューチャー・ジャパンの話でございますが、先ほど山口委員のほうからもございましたけれども、20人では少ないのではという話はございます。ただ、これは、国が直接やっているものではございませんで、一部補助金は出ておりますが、基本的には農業界と、それから食品産業の企業の方々が出資をしてつくられた一般社団法人としてアグリフューチャー・ジャパンというところがございまして、ここが運営しておりますので、この人数につきましてはいろいろな財政的な問題もあって、とりあえずこのぐらいで行われているということでございます。

ただ、これとは別に従来から各都道府県に農業大学校というのがございます。大体、高校卒業レベルを中心に学生を募集して、そこで農業の技術を含めて教育をするというものが行われております。1学年大体2,000人ぐらいいらっしゃるわけでございますけれども、こういったところの教育の質を高めていく、そういう工夫も我々、必要だと思っております。ここの14ページのアグリフューチャー・ジャパンのところ左側に農業経営セミナーの開催と書いてございますけれども、各県の農業大学校の学生の方、これを例えば夏休みとか冬休みとかそういうときに東京のほうに来ていただいてスクーリングをやっています。特に企業の経営者の方とかそういう方々の話をいろいろ聞いていただいて、経営者としてやっていくためにはどういったことが必要かというようなことを勉強していただく、こういうものもやっております。20名だけの話ではなくて、全国の農業大学校のレベルを上げる、そういうようなことを含めて、この教育の充実にはさらに取り組んでいきたいと思っております。

それから、アグリフューチャー・ジャパン以外でもいろいろな取組が最近行われております。ご指摘がありましたように、インターネットを使って農業についての教育を行う、そういう法人経営の方も既に出ておりまして、そういったところにも補助金を交付して、さらに拡大していただくといった取組もやっているところでございます。

それから、2点目に女性の話でございますが、我々も農業を発展させていくためには女

性の能力をいかに発揮していただくか、これが鍵を握っているというふうに思っております。そういう意味で、農業女子プロジェクトを含めて相当力を入れてやっているつもりでございますけれども、「人・農地プラン」を各市町村段階でつくるときに、この検討会のメンバーの3割は女性になっていただくということも言っております。多くのところでは女性農業の方が入っていると思っておりますけれども、そのところはさらに徹底をして、本当に農業をやっている方が、このプランをつくるときの検討会のメンバーにちゃんとなるように、そこをさらに働きかけていきたいというふうに考えております。

それから、女性に補助金を出すときに優先配慮するということでもございますけれども、どれだけ25年に出したかは、これは整理をした上でまた資料をお届けしたいと思っておりますけれども、実はこれ、始めますときには最初、優先配慮ではなくて本当に枠をつくらうとしたんです。女性向けの優先枠をつくって、例えばそれぞれの事業ごとに何割は女性専用にしようということまでやろうというふうに思って政府の中の調整を始めましたが、そこまでやると逆に憲法違反になるおそれがあるという議論が政府内でございまして、そのときは頓挫したという経緯がございます。そのこともありまして、現在は優先配慮ということをやっておりますが、今回もう一回、女性の活躍については政府全体で検討が始まっておりますので、その中でさらにここについては議論していきたいというふうに考えております。

○中嶋部会長 すみません、ご回答の途中なんですが、佐藤政務官がご公務のためご退席されますので、ここでちょっと中断させていただきます。

(佐藤農林水産大臣政務官退室)

○中嶋部会長 失礼しました。それでは、よろしく願いいたします。

○経営局長 それから、萬歳委員のほうからございました話でございますけれども、餌米の話も含めて水田をフル活用する、これは極めて重要なテーマでございますので、これからもそれが安定的にできるように、補助金の面も含めて安定的にできるように十分配慮したいというふうに考えております。

それから、農協改革の問題につきましては、会議所のほうからもございましたけれども、これはまた別途、その意見をお伺いする機会をつくれるように、これは企画部会長ともよくご相談をしたいというふうに考えております。

それから、構造展望の関係で認定農業者を弾力的にというお話がございました。従来から認定農業者につきましては、年齢要件とかそういった基準ができないように各市町村に

お願いをしておりますけれども、来年、ナラシ制度、ゲタ制度に入るときに、法改正で規模要件はなくなっていますが、意欲と能力のある方が幅広く認定農業者になっていただけるように、ここは市町村への周知徹底をきちんとやっていきたいというふうに考えております。

それから、小林委員からございました効率的・安定的な経営体ということでございます。定性的過ぎるのではないかという指摘をいただきましたけれども、基本法の中の書き方がこういうふうになっておりますので、これはまず踏まえなければいけないと思っております。実際に認定農業者を認定するときに市町村がどうしているかという問題がございますが、これは基本法ではなくて、農業経営基盤強化促進法という法律がありまして、これで認定農業者制度ができておりますが、市町村がまず、基本構想をつくることになっております。ここでは年間の労働時間、それから所得、この面で市町村が基準をつくっております。ここではばらつきがございますけれども、総じて言いますと、大体労働時間が年間で1,800から2,000時間。それから所得のほうは、これもばらつきがちょっと大きいんですけども、400万から500万程度を目指してやっているというところが多くなっておりまして、認定をするときに一遍に400万、500万が本当にできるかということがございますが、何回か経営改善計画の認定を受けると、将来的にそこに到達するというのを一つの目安にしながら仕事を進めているということがございます。

それから、担い手の数のほうでございますが、12ページのところで一番右下に、若い方、40代以下の方を現在20万人を40万人にするという話がございまして、この上のところで現在定着をしている若い方が年間1万人ぐらいでございますが、まずこれを2倍にしようということを我々、目標で掲げております。この2万という数字をはじくときに我々はどういうふうに考えたかということでございますが、これはこれから構造展望をつくるときに、この部会でもさらに数字のご議論をいただかなきゃいけないと思っておりますけれども、2万人を設定するときの我々の考え方は、基幹的従事者の方が170万から180万人ぐらい、その当時いらっしゃいましたけれども、これを土地利用型の農業と、それからそれ以外の農業、要するにそれ以外というのは野菜ですとか果樹ですとか畜産ですとか、こういった部門と2つに大きく分けて物事を考えました。

野菜、果樹、畜産といった土地利用型以外の部分、ここにつきましては、今でも多くの方は専門的に農業を営んでいただいている、こういう方でございますので、野菜なり果樹なり畜産の生産を今後とも維持しようと思えば、大体同程度の人数の方が必要ではないか

ということで、こちらのほうが大体60万人というふうに見ております。

一方で、土地利用型のほうになりますけれども、こちら土地利用型をやっている面積が当時の数字の積算で368万ヘクタールぐらいございまして、この8割を担い手の方が集積をするとすれば、大体これが300万ヘクタールぐらいと。規模拡大を進めていけば、これは作業員の数としても1人の方が大体10ヘクタールぐらい作業できる。経営の規模はもっと大きくてもいいんですが、作業の規模としては1人当たり10ヘクタールというふうに考えた場合に、作業される従事者の方は1人10ヘクタールやるとすれば、大体30万人ぐらいになるんじゃないかという計算をいたしました。土地利用型の従事者の数は当時も現状で120万人ぐらいいらっしゃいましたので、4分の1ぐらいまで減ってもやっていけるんじゃないかという積算をしまして、土地利用型30万とそれ以外、土地利用型以外60万を合わせて90万人ぐらい。

1人の方が大体何年働けるだろうかと。仮に20歳で始めて65歳まで働くとすれば45年。これで割って若い方が毎年2万人ぐらい入っていただければ安定した構造になっていくのではないかなということの一つ考えまして、この当時は毎年2万人ぐらい。したがって、若い方が10年後には40代以下40万人という数字をはじいております。ここにつきましては、構造展望をつくるときに数字の議論をまたしていただかなきゃいけませんので、そのときにまた資料をお出しして議論していただくことになるかというふうに思っております。

それから、構造展望の認知度の話でございますけれども、市町村段階でこのことを認知していないところもかなりあるということでございました。これは構造展望の作り方にも一つ問題がございまして、今回、我々が考えておりますのは、担い手の方がどれだけのカバーするか、これを目標に掲げようと思っております。実際に農地中間管理機構をつくりまして各県、動き出しておりますが、このときには各県で担い手がどれだけの農地を10年後に使うかという目標を立てていただきました。現状全国平均で5割ですけれども、これが10年後にトータルで8割になるように設定しておりますので、これをやる場合には、県段階でも市町村段階でもこのことをイメージしながら、当然仕事をすることになると思います。ですが、これまでつくってきました構造展望ではこういう作り方ではなくて、家族経営がどのぐらいの数とか、法人経営がどのぐらいの数とか、こういうことを出しております。これは行政にとってもなかなか推進の仕方が難しい側面がございまして、今後はそういうことがなく本当に県と市町村と連携をとりながら進むように施策の体系もき

ちんとしてつくり上げていきたいというふうに考えております。

それから、松本委員のほうからございました効率的・安定的な経営体になっているところがどのくらいあるかという話でございますが、ここはなかなか実は難しい問題でございます。ここで8ページのところの図を見ていただきますと、認定農業者というのは上と下にかぶって、その一部として書いてございますが、認定農業者というのは経営改善計画、5年後にどういうふうに経営をよくするかという計画をつくっていただいて認定を受けると認定農業者になるわけなんですけれども、5年ごとにどんどん計画をつくりかえて認定を受けている方もいらっしゃいますが、あるところでもう計画認定を受けなくなってしまう方もいらっしゃいます。もう効率的・安定的な経営になって、これ以上はそれほど投資をしたりすることもないということで卒業されるような方がいらっしゃいますので、そういう意味で認定農家でない、既に効率的・安定的な経営体になっている経営体というものもあるんだと、概念で言うとそういう話になります。

現在、認定農家として認定を受けている方の中で、既になっているところと目指しているところの区分というのは実はなかなか難しい問題もありまして、ここについて現在データを持っているわけではございませんので、ここをまたうまく整理ができれば整理をしてご説明したいというふうに考えております。

それから、法人が増加していくと従業員の雇用環境の話が大きな問題になってくる、これはもうご指摘のとおりでございます。特に若い方で自分で独立して農業を始めるんじゃなくて、法人等に雇われて農業を始める方が相当増えている。有力な大学の方も含めて農業に興味を持つということになりますと、ほかの一般の企業に就職をするか、農業をやっている法人に就職するか、そこが本当にトレードオフの関係になってくるわけでございますので、そういう若い方から見て魅力のあるような職場環境をつくらなければ若い方に来ていただけない、こういう話になってしまいますので、この環境をいかに改善していくか、この側面、これからさらに強化をして考えていかなければいけない大きなテーマであるというふうに思っております。

それから農地の集積、この10年間で3割から5割のところまで上がってきたわけですが、これから5割を8割にするのはなかなか難しいというご指摘がございました。確かにだんだん難しい農地が多くなってくるんだらうなということは考えておりますけれども、まだ平地でも流動化させなければいけないところはかなり残っておりますし、分散錯圃の状態になっているところも相当ございます。その上で中山間地を含めて条件の悪いところをど

うするか、これが出てまいりますので、この中間機構をうまく使いながらモデル的な事例、優良にうまくいっているところを参考にしながら、これを全国に広げるような工夫もしながら、これは本当に強力に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから団体問題につきまして、規制改革の観点ではなくて、あくまで農業の政策課題を前進させる観点でというご指摘がございました。これはまさにそのとおりだと思います。今回の農協問題、あるいは農業委員会の問題、事柄の経緯として規制改革会議との関連でいろいろ議論されたことは間違いございません。当初、5月半ばぐらいには規制改革会議からかなり極端といいますか、そういうご意見も提示をされましたけれども、その後、政府与党の中でいろいろ議論をして、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、あるいは与党の取りまとめの中に書いてありますのは、基本的に農業政策をどういうふうに前進をさせるか。農協問題でいきますと、農家の所得の向上、あるいは地域の農業をいかによくするか、こういう観点で農協にどういう仕事をしていただいたらそういう形になるのかという問題意識でございますし、農業委員会のほうも、その地域の農地の流動化を進める、あるいは耕作放棄地の発生防止をする、あるいは新規参入をもっと円滑に進める、そういう観点でどういうふうにしたらいいかということで整理がされているというふうに思っております。

それから、山口委員のほうからございました、多角化を進めていくときに拡大できるマーケットにきちんと対応していく、これは非常に重要な話だと思っております。山口委員のご指摘も非常に参考になりましたので、試験研究機関ともうまく連携をしながら、いろんな工夫をしていきたいと思っております。我々も食品メーカーと話をしておりますと、いろんなニーズを伺っております。米につきましても、カロリーの低い米がむしろ欲しいという声もございますので、従来はおいしい米であればいいといったような品種開発でございましたが、そこについても発想を相当変えてニーズに合うように、市場を大きくしていくように、いろんな工夫をしながら進めていくことが必要であるというふうに考えております。

それから、担い手の関係でのご指摘もおっしゃるとおりだと思います。うまくいっている方も情熱ですとか、それから実地体験があって技術も向上していて、それからいろんなことに対応できる合理性があると、ご指摘のとおりでございまして、アグリフューチャー・ジャパンが今やっていることは、まさにそういうものを取組始めているということだと思いますし、各地で農業経営者の教育、本当にいろんな取組が最近動いております。法人経

営の方々が自分たちの後進を育てるためにインターネットを使つての取組とか、いろんなものが始まっておりますので、そういうところのいい取組を横に広げる工夫もしながら、ここにつきましてはプログラムが大事ですので、いいプログラムはみんなで共有してどんどんそれが広まるように、工夫をしていきたいというふうに考えております。

○農村振興局長 農村振興局から、お二人の委員のご意見について簡潔にご説明いたします。

まず、萬歳委員から、ほ場整備の実施によって担い手への利用集積が進む、これを推進することに努めてほしいというご意見がございました。仰るとおりでございまして、今日資料でお示したように、ほ場整備の実施済みの地区は、担い手への集積が他の地区に比べて格段に進んでおります。農地中間管理機構との連携についても言及がございました。これも今日は時間の関係で詳しく説明いたしませんでしたが、参考としてお配りしている資料の2-2の6ページから9ページにかけて、農地中間管理機構との連携の考え方や事例についてお示しをしておりますので、参照いただければと思います。

それから、小林委員から農業・農村整備事業について長期のプランなりビジョンを持って、展望を持ってというお話、それから予算の効率的な使用に関するご指摘がございました。農業農村整備事業は、土地改良法に基づく土地改良事業につきまして、土地改良長期計画という長期の計画を定めて事業を実施しております。現行の土地改良長期計画は、平成24年度から28年度の計画でございまして、当審議会の農業農村振興整備部会で、今般、新たな政策の展開を踏まえた農業農村整備の具体化などをテーマとして議論が開始されたところでございます。そこで次期土地改良長期計画の策定も視野に入れて、当審議会企画部会の基本計画の検討のご議論等も踏まえつつ、今後検討していくということになっております。そういったところで具体的な展望なり推進方向を定めて事業を推進していき、また、当然のことながら、他省との連携ということも念頭に置いて予算の効率的な執行に努めるということも重要でございまして、そういったことで推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中嶋部会長 それでは、技術会議のほうから。

○技術会議事務局長 山口委員から、マーケットの動きに対応した品種の開発・技術の開発というお話がございまして、経営局長から需要をよく見た品種の開発が国産農産物の消費拡大にもつながるというお話をしております。需要の変化、マーケットの変化、これ

をよく捉えて新品種開発・技術開発に生かしていきたいと思います。お米で言いますと、これまでも例えばリゾット向けのお米、これはちょっと大粒で崩れにくいというような特徴のあるお米でありますとか、あるいは先ほど経営局長がご紹介いたしましたカレー用のお米とか、より新しいライフスタイル・食スタイルに合ったようなお米の開発というものも行われておりますけれども、よりマーケットイン型のニーズに対応した試験研究・開発をエンドユーザーの皆さんとも早い段階から一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ご意見のある方には全ての委員の方にご発言いただきたいと思っておりますので、この後の進め方、皆さんご協力お願いいたします。

それでは、市川委員、さっきお手を挙げていらっしゃいましたが、その後順番にご発言いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○市川委員 ありがとうございます。

消費者、納税者の立場からということで4点述べたいと思います。

最初に、資料の1-1で8ページに出ております担い手の考え方ということで、下のグラフの中に認定農業者を目指すということで矢印を持ったのが2つ、左に認定新規就農者、それから右側に集落営農というふうに示されております。左側の新たに関わる取り組む方々については、ぜひ意欲を持っている人たち、そのような目指す形態にぜひなっていただきたいと思っております。

私がちょっと気になったのは集落営農というところです。支援を広げていくということは、実際問題としてお金、補助金なりそういう税金を使っていくことであり、つまりどこまでを支援していくのかとか、あるいはどのような支援をしていくのかというあたりもきちんとした現実的な考え方なりをきちんと示して進めていくべきではないかなと考えています。特に過疎地であるとか、あるいはもうかなり高齢化された方々のようなところというのが含まれているのかというような、この書きぶりが非常に微妙なので、ちょっとそこまでははっきりわかりませんが、このようないわゆる集落営農されているようなところというのは、安定的・効率的な経営を目指すというのもありでしょうが、それだけではなくて、地域の中で生きがいを持って暮らしたいとか、地域とのつながりこそが重要とか、効率的とはまた違うような物差しでいくようなところもあるかと思うのです。そういうときには、やはり限られた資源というのは有効に使うべきであって、必要なところに必

要な支援が届くような形にぜひ、していただきたいなと思います。

2点目です。同じ資料の21ページの優良農地の確保に向けた施策の検討方向ということで、優良農地については、もちろんもう既に活用されておりますし、これからもそういう優良と見込まれるところについては、具体的にどんどん検討を進めていかれるべきだと思います。ただ、耕作放棄地の対策について、ここは前提として少なくとも耕作放棄地を少なくする方向に動くということが示されるのであれば、明らかに不向きなところに対しても何らかの対応をとるとか働きかけをすることかというような、そういう効率の悪いような施策につながらないようにしていただきたいなと思います。

3点目です。3点目は女性の活用ということで、同じ資料の17ページです。女性の活躍推進については、農業に限らずさまざまな分野で声高に言われているところですがけれども、女性が積極的に社会の中で地位を得るとかということがなかなか難しい状況にあると思っています。これは日本独特の家の考え方とか、またジェンダーの問題とか非常に複雑なものがあると思っけていまして、女性用の資金の枠を広げればいいのか、そういうような話もあってもいいと思うのですがけれども、もっと根本的なところの社会学的なアプローチとか、そういうところをもう少ししっかりと整えていただきたいなと思います。せっかく若い方々が農業に興味を持って、今までとは違う視点で目を向けているという大変重要な時期ですので、ぜひ若い女性にとって魅力的な職業にしていくためには、やはり働く環境、育児、子育て、教育環境とかそういうところまで含めた施策、あるいは全体のイメージとかPRをしていくべきではないかなと思います。

最後です、4点目、資料の3-1の団体の再編整備などに関する施策について。私は余り詳しいわけではないのですが、団体の再編整備などに関するお話を聞いたり資料を読んだりしていると、特に農協、農業委員会、土地改良区のあたりのやっている内容と、それから農地中間管理機構のやっている内容の関係性など、多分オーバーラップしているところとかいろいろあると思うのです。その辺の関係のところがいま一つわからないところもあります。その辺はやはり整理したり役割分担したり、そういうのをどのようにしていくとか、どういうふう目指すところはどうなんだというところをもう少し国民に説明するという、そういう場やPRがあってもいいのかなと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございました。

私のほうから大きく分けて2点です。

一つは、経営の多角化ということで、先ほど山口委員のほうからニーズの把握が大事だということは私も全く同感で、小売業に身を置いていますと、農家の方たちがつくられたものを売るんじゃなくて、欲しいものをつくっていただくということがまさに大事だと思っています。特に先ほどは作物の種類のほうでしたけれども、もちろん6次産業化のほうでは、さらにそれが必要だと感じます。先だつての視察で行かせていただいた川場村で拝見したいろんな施設、その中に世田谷区のパティシエの方がやっているケーキ屋さんがあったと思いますけれども、たまたまその柿沢さんという社長さんにお目にかかり、ご挨拶、お話しする機会がありまして、まさに彼らが考えているのはやっぱりマーケティングなんです。ニーズの把握とともにパッケージング、ネーミング、ブランディングということに対してやっぱり細心の注意を払っているということを言っていました。そういったことをこれから進めていかれる6次産業の中でもどんどん支援すべきだなというふうに感じています。

2点目は担い手で、やっぱり女性の活躍ということ。今も市川委員のほうからもありましたけれども、私どもの会社でも女性の活躍推進を進めています。今日も昼間はママさんたちのコミュニティーというのがあって、それに参加してきたばかりなんですけれども、やっぱり問題というのはすごく複雑です。我々も始めたときに、ある意味何が本当の問題なのかということヒアリングをかけて整理しました。私どものことをいいますと、やっぱり大きく分けて制度の問題、それから働く女性の意識の問題、それと一番大きな管理職の問題だということが出ました。そういったふうに入っていくと、幾ら女性をふやすんだ、ふやすんだといってもかけ声で終わってしまうと思いますので、こういったことに関してはおもっと本質的なところの議論をする。その主体者が誰なのかということになりますけれども、そういったことが必要なのかなというふうに感じます。

また、併せて担い手ということで継承の話がありましたけれども、お話を伺っていて、経営を継承される方が少ないというのは、ちょうど40年前の私どもの小売業の小売商店がどんどん後継者がいなくて減っていくという問題、一方で当時は大型店が私どもヨーカ堂みたいなのところが増えてきたわけなんですけれども、そういったときに考えたことがフランチャイズでやっていくということでした。これは経営指導、あるいは販売のための什器や備品等を提供する、あるいは物流のシステムを提供するというような形でご支援して、

共存共栄を図ったというのがあります。同様のことが、もちろん農業法人として農業に参入する方をふやすということも大事かもしれませんが、農業支援をする法人というのがあってもいいのかなというふうに思います。これもやっぱり先だつての視察でお邪魔した農業法人さんなんかはそういったことをやられているというふうに記憶しておりますけれども、そういったような形での法人の参入ということもあってもいいのかなというふうに感じましたので、意見として述べさせていただきます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、香高委員、お願いいたします。

○香高委員 私からも幾つかさまざまな課題について述べたいと思います。

まず1点は、担い手の育成のところで、これまでの検証などを踏まえて、農業者の高齢化の絵図というのを詳しくわかりやすくさまざまな切り口から示していただくようになりまして、感謝申し上げたいと思います。これを見ると農業の置かれている非常に危機的な状況というのが多くの国民に伝わるのではないかと思います。

その上で要望ですが、農業という世界を、特殊なものとしてこれまで考えがちだったのではないかなと思います。この極端に高齢化した絵図というのは、確かに今の人口構成からすると若干極端ではありますけれども、どこの産業でも同じような形というのが近い将来やってくるというところがここかしこにあると思います。ですから、今、農業の世界でやろうとしている改革とか新しい試みというのが、日本の経済の中で課題先進国というふうに言われていますけれども、最も先進的なチャレンジを行っているんだということを基本方針の中では盛り込んだ上で、より多くの人々を巻き込んで、ネガティブではなくポジティブな課題を解決していくというようなムードを醸成していただきたいなというふうに思いました。

それから、経営についてですが、担い手の資料の中の9ページで、さまざまな方々と連携することの重要性がうたわれております。今回の農業改革の基本の一つとしては、農業者の方々が、もう既にやっぺらっしゃる方もいると思いますけれども、より深くみずからの経営について考える、そして自立していくということが非常に大きなポイントだと思います。その第1段階の絵図としては、この9ページに明確に書かれているかと思うんですが、それでは、自立した後どうするんだろう、どういう絵が描けるんだろうというところが、若い人々からすると非常に重要なポイントになってきます。一義的に自立して、あ

る程度生活ができるようになった後には、例えば輸出をして海外の方々にもっとより多く
のものを売っていくとか、あるいは企業のオーナーのような形でのれん分けをして、いわ
ゆる自分はホールディングカンパニーの社長になって、いろんな農業の子会社をつくって
いくとか、さまざまなイメージというのが描けるかと思うんですが、最初のパターンだけ
ではなく、10年後、20年後、30年後を展望したときに、農業というのはこんな発展的なこ
とが考えられるようになってはできるんだというような絵をぜひお示ししていただければ、
若い方々が未来を描けるのではないかなというふうに感じています。

それから、若い人たちの人材育成についてです。今、農水省の中でも協同農業普及事業
のあり方についていろいろご議論が進んでいるとも聞いておりますけれども、予算が国が
5%に対して地方自治体が今、95%ということで、この10年ぐらいで大きく予算の構成が
変わっています。それに伴って、地方自治体の中では普及指導員の人数を減らしたりとか、
予算を削ったりというような動きがあります。これがいいか悪いかも含めて、今後農業を
発展させていく上で、この普及指導員という方々をどういう形で役割を担っていただくの
かというような明確な定義づけを国のほうからもやっていただくような時期に来ているん
ではないかと思しますので、このあたりもぜひ、ご検討をお願いしたいと思します。

それから、女性の活用についてなんですけれども、ここで農業女子プロジェクトという
ことで、かなりきらきらした感じで資料をおつくりいただいていますけれども、ともする
と若干きらきら感ばかりに目にいってしまって、女性の中ではこういうのに抵抗を感じる
層がいるのも確かだということもぜひお感じいただければなと思します。今、実際に国を
挙げて女子の活躍を推進しようという動きについては非常に賛成なんですけれども、一時
の話題づくりとか、見せ物的な形でぜひ終わらないようにしっかり——ほかの委員の方
もおっしゃいましたけれども——農業の世界でも根づかせるような取組をぜひお願いし
たいと思します。

そこで一つ質問というか、ぜひやっていただきたいなと思することですが、農業委員の女
性の参入について、平成22年ですか、農水省の経営局長さんの通知ということで、平成27
年3月までに各組織において2人以上の女性役員の選出を確実に達成することというよう
な通知が出ているかと思します。この7月に多くの農業の現場では、農業委員の統一選挙
があったと思しますが、早急にこの結果がどうであったか、こういったせっかく出した通
知が達成したかどうかというような検証というの適宜やっていただいた上で、そこでは何
が課題で、今年7月というと、もう安倍政権が女性の活用を推進して相当時間が経った、

半年ぐらいは経ったころだと思しますので、それでも、もし2名というのが実現できていないのであれば、農村には何かもっと根深いものが残っている可能性がありますので、その辺の検証を含めた上で、今後の施策をぜひ立てていただけたらなというふうに思います。

それから、もう一つ、土地改良の水路の管理・維持の関係ですけれども、よく農業者の方々に聞きますと、若手の方々は、大規模化・集約化というのは自分ではできる自信はあるんですけども、このまま地域の方々が減ってしまったときに、水路の管理をこれも一緒にやってくれと言われたときに、農業に割く時間だけよりも水路の管理のために、例えば用水路を掃除するとか、そういう時間のほうが長くなってしまって、そこのところがネックになって非常に不安があるというようなことを聞きます。これまで比較的、多分各地域で状況は違うと思えますけれども、ボランティアで村の方々が総出でやっていたような、比較的金銭の関係が不透明なまま行われていた部分というのがあると思うんですが、そういったことをもうちょっと、例えばやった人には多少の報酬を払うとか、何らかの工夫もあり得べしかなというふうに考えます。

この「もやっ」とした世界を解決する一つの事例として、子育ての世界で例えば若いママさんたちが自分は子供を抱えていてなかなか外出ができない。でも、30分でも1時間でも、あるいは半日でも週に3日でも誰かに預かってもらうことによって、それはいわゆる保育園に入るとかすごい画一的なことではなくて、近所のお母さんに預かってもらうだけで非常にいろんな展望が開けたという声をよく聞きます。その場合に何が行われているかという、お母さん同士で1時間500円とか、一定程度の比較のお互いに頼んでも頼みやすいし、もらいやすいような金額を設定して、金銭の授受を発生させることによって、今まで言いにくかったことが言いやすくなるというような工夫をされていて、女性などの活躍の場が広がっているということを聞きます。法律に最低賃金以下の金銭を盛り込むことというのは非常に難しいんだと思えますけれども、ぜひこの辺の行き詰ってしまった仕組みの解決策を考えるときには、ぜひ視野を広く持っていて、農業の世界だけではなくて、私たちの暮らしのさまざまなところにヒントがあると思しますので、何かその辺のところも見ていただいて、いい形で維持していただければなというふうに期待しております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 やっぱこの農業問題を突き詰めていくと、農業の所得が余りにも低過ぎる、

ここに尽きると思います。この基本計画の中でも、きちっとそれを認識した上で、どの政策がそこに対して有効なのか、農家の所得の向上につながっていくのかという論点を明確にしないと、この間、何かの資料を見ていましたら、農業所得、農家の所得の66.7%は生活保護世帯以下という数字がありました。これは高齢化率とほぼ似た数字になっていてちょっとびっくりしたんですけれども、やはりここに農業が自給率、食の安全も含めて集約されているのではないかと思います。その上で、そのための施策が幾つも重層に組まれていますけれども、手段である農地については中間管理機構を中心に今後、集約化・集団化を図っていくということですが、この中で1点、今、現場で問題になっているのは、集団化がなかなか図られるのは難しいと。荒廃地は貸してもいいよという人がいるんだけど、それが点在していると。そこの集約化をどうやって図っていくかという中で、間にぼちぼちと雑種地が入っちゃうと、そこは基盤整備の対象だからだめだとか、非常にそういった阻害要因もありますので、運用の上でそういったことが可能になるように対応をお願いしたいなというふうに思います。

それと、問題は人が減って行って、法人を10年間で5万法人にすると。それから、毎年2万人新規就農者をふやしていかないと、今の生産が維持できないということで、これは既に数値化目標を立てられて取組をされておりますけれども、今後、やはり各地域において生産法人の運営とか相当高まってくるんだろうと思いますし、そのような政策の方向性が読めるわけですけれども、従来はこういったものに対して農協ですとか役場が人材育成ですとか農地のあっせんとか技術のお世話とか、いろいろやっていたんですけれども、今後はやはりそういった部分の中心が法人というか、地域の優秀な農家を含めた人たちにかわっていくのではないかと。ですから、基本計画の中でもここはちゃんと明記をすべきではないかと。法人経営をいくくりされて法人というふうに言われているんですけれども、法人の中には販売を共同化する法人があったり、畜産では雇用型の結構大規模な形態がありました。施設型園芸では共苗型の法人があったり、稲作では個人が規模を大きくして法人化されているという、非常に多様な法人経営が既にもう展開をされております。その中で一番それを全体として育成し、支援する仕組みがちょっと見えないんです。

今日のご説明の中にも、資料にもございますけれども、入り口は大体整備はされたんだろうと思うんです。新しい人たちに新規就農準備金から研修支援事業から入りやすい制度が随分できてきたと。資金的にも相当今までできなかったようなことができる仕組みになってきた。ところが、ソフトの部分、ここが一番やはりそれぞれの地域で合った気象条件

とか、同じキャベツをつくるにしても、北海道のつくり方と九州のつくり方では全く技術体系が違ってみたりしますので、経営としては法務でありますとか雇用型であります労務の問題でありますとか経営の技術、そういったものを一体で指導できる指導・助言というか、そういう仕組みが各県にちゃんと配置をされていかないと、今、農業関係、各自治体はほとんど指導できる人がいません。普及センターなんかもありますけれども、残念ながら経営問題はほとんど実践に生かせる経営の指導はできないというのが実態でありますので、今後、基本計画をつくり上げていくところで、そういった生産現場の構造が大きく変化していくことに対する基本計画の中での位置づけをぜひ明確化させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、生源寺委員、お願いいたします。

○生源寺委員 担い手の育成、あるいは農地の集積、さらには構造展望、ようやく制度政策として落ち着きを取り戻すかなというような印象を持っておりまして、細かなところは多少どうかなというところがないことはないんですけども、基本的にはこういう方向で基本計画をつくるということについては、私、賛成をしたいと思います。

逆に言いますと、この七、八年の政策のジグザグが職業として農業をされている農家の方、あるいは法人経営とか、そういった方のいろんな経営の意思決定なり、あるいは一番典型的なのは多分投資の判断だと思えますけれども、こういったことにはかなりマイナスの影響を与えてきたということ、いま一度、やはりかみしめておく必要があると思います。

それから、制度政策の転換は、市町村の職員の方とか、部分的には農協の職員の方に相当の負担をかけているはずで、これは業務だからしょうがないという言い方もできますけれども、実はそこにかけている手間暇をもう少し前向き分野に生かしていただくというのが本来の姿だというふうに思いますので、今回こういう形で落ち着くということ、落ち着かせた形のもので持続するということを強く表明するような基本計画であっていただきたいという、こういう気がいたします。

それに多少関係いたしますけれども、資料の1-1の19ページあたりに、これは担い手の農地の集積・集約化をさらに加速していく必要とか、あるいは担い手への農地集積・集約化を強力に進めていく必要があると、こういう指摘があります。これはこんなものかなという感じがいたしますけれども、私自身の認識は、耕作する人のいない農地が出てくる、

これはまさに加速しているわけであって、これは恐らく年齢構成、あるいは後継者がいるかないかによって、ほぼここから先、5年、10年のことは大体見通せる状況かと思えます。問題はその農地を引き受ける側をきちんとサポートするという、ここが最大のポイントだというふうに思えます。耕作放棄地ということになるということを防いで、きちんと耕作していただくような、そういう担い手を支えるということが非常に大事だというふうに思っております。言わずもがなでありますけれども、そういうことも改めて申し上げておきたいと思えます。

制度の転換という意味でちょっと気になりますのは、収入保険制度であります。「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中での表現、これはたしか別紙の1という形だったかと思えますけれども、たしかゲタとナラシの説明があって、その後で、中期的には全ての作物を対象とする収入保険制度を検討という、たしかそういう文言だったと思うんです。これを素直に読みますと、経営所得安定対策にかわって収入保険制度ということかなというふうにも受け止めることができるわけです。今日の資料が実は、農業共済制度との関係で説明されていて、これはこれで理解できるんですけども、ちょっとこれまでの説明と違っているあたりについてどう理解したらいいかなというところがございます。経営所得安定対策の2007年以降ですが、一貫して講じられてきていけば、既に10年近くが経っておりますので、ここでまた制度の転換ということもあるかもしれませんが、かなりジグザグがあった後に、今回またこういう形になるということが仮にあるとすれば、これ、検証の結果でということかと思えますが、その場合に継続性を確保できるのかどうか、あるいは経営所得安定対策についてはそれはそれとして維持するけれども、そうじゃない形に乗りかえることもありというようなものであるのか。共済の問題が入りますと、これはほぼ全ての、家畜も入れればほぼ全ての経営のタイプに当てはまるような気がしますので、この辺は少し今後の検討ではありますけれども、検討の枠組み、フレームということについては少しこの段階でも、あるいはこの基本計画に向けた議論の中でも、ある程度明らかにしておくことが必要ではないかというふうに思えます。

それから、最後になりますけれども、香高委員もご発言になりましたので、土地改良制度について申し上げたいと思えます。この場でも発言したような記憶もありますのであれですけれども、香高委員は維持・管理の作業についてご発言されました。私も同じような認識を持っております。同時に、投資つまり土地改良事業の参加資格者、あるいは土地改良区の組合員の組合員資格者、この点についても、もうそろそろきちんとした新しい方向

性を出す時期に来ているように思います。昭和24年の土地改良法ですので、これを局長通達等でいろいろな形で何とかしのいできていますけれども、なかなか難しい。あるいは、維持・管理とか土地改良区の部分もかなりベテランの方々がいろんな配慮をすることによって何とか持っているという、こういう部分もあるんだろうと思うんです。これは地味な分野ですので、なかなか議論のエンジンがかかりにくいところがあるかもしれませんけれども、地味な分野であればなおさらのこと、3月までに議論がということはありませんけれども、その後どういう形で議論していくかということについての枠組みをやはりつくっておく必要があるように思います。

その場合、これで終わりにしますけれども、法律論つまり権利義務関係についての整理、恐らくこれは農地法関連の法改正は大体落ち着いたというふうに見ておりますので、その上で土地改良法上の3条の問題をどう考えるかというようなことを検討すると同時に、恐らく現場でいろんな工夫がされていると思います。恐らく現場の対応は一律ではないんじゃないかと私は見ておまして、そういう意味では運用なり、その幅の観点も逆にもう一つ必要だろうというふうに思っています、その2つの切り口から少なくとも検討していく必要があるんじゃないかと、こんなふうに感じております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三石委員。

○三石委員 ご説明と資料を拝聴して、かなりいろいろな論点が出てきたと思います。今までと多少重なる部分があるかと思いますが、私なりの感覚でコメントさせていただきたいと思います。

最初は、基幹的農業従事者だとか、もっと広く、担い手に何かあったときにどうするか、こういう点をやはり少し考えておいたほうが良いかなという気がいたします。それはもう当然、皆さん考えられていると思いますが、例えて言えば、私がいなくてもこの審議会は進行しますし、もしかしたら農水省のどなたかがいなくても仕事は進むということです。ただ、多くの担い手にとっては、その担い手に何か事故があったり病気になったりした場合、優良農地でも、良い経営をしていても継続性が難しくなるという現実があるわけです。そうすると、効率的・安定的な農業経営というものを達成した後に、それをいかに継続させるかは、本当に担い手に何かがあったとき、最悪のケースを想定してどういった支援ができるかに拠ると思います。その結果がうまくいっていないから耕作放棄地がどん

どん増えてくるというところにつながっていくわけですし、これは施設運営でも全く同じだと思います。

先日、果樹部会で現地視察に行きました。若い生産者の方といろいろな話をさせていただいたときに、もし、あなたが倒れられたらどうなりますかと聞いたところ、一番大事なのはやはり家族、妻や子供のことを考えますと言われました。農場はどうなりますかと聞くと、ほとんどそのままになるでしょうねということでした。これではやはりまずいわけですね。ですから、その部分をぜひとも——少し抽象的になりますが——考えた上で、将来をデザインしていきたいなという、そのように考えております。

2点目は、これを促進するための手法として法人化と、先ほど伊藤委員でしたか、フランチャイズ制、フランチャイズシステムというのが出ましたが、例えばパートナーシップ、つまり、誰かが、自分がだめになったときに相手、パートナーがカバーしてくれる仕組みが必要です。我々には民間企業であれ役所であれ、そのようなサポート体制、補完体制というのがあるので、ぜひとも今後の担い手、今後の経営組織の中に、同様のサポート体制だとか補完体制があるような仕組みを表に出していただければありがたいと思います。

それから最後、3点目になりますが、団体関係に関しては、私はいろいろところで話しているので御存じだと思いますし、皆さん数字では知っていると思いますが、例えばJAグループであれば21万人の農協職員、1万4,000人の営農指導員、この力量をいかに上げるかと、最後はそこに尽きると思います。同じように農業委員会、これは参考資料を先程非常に興味深く拝見しましたが、資料3-2の38、39ページに、なぜ不満があるのか、どのようなことに不満があるのか、それからどう思っているのか、それでも、やはりこの組織は必要だということが出ています。必要だと思っているのでしたら、どういうことをしないで、どういうことをやれば良いのだということが明確に出ていますので、ぜひともその点をしっかり実行していくのだという姿勢を計画の中に出していただければ良いのかなと思います。

まとめますと、やはり日本において農業というのは、一つの非常に大事な産業であり、大事な分野であるということです。そうであるならば、この農業が抱えている課題というのは、農業部門だけで解決してはいけないと思います。やはり関連産業、それから普段は全く農業に関係していない、いろいろな分野も含め、今後の日本においては総力を挙げて、真正面から取り組んでいくべき課題だと思います。その上で、最終的に将来日本の食料や農業や農村はどうするのだというような姿勢を、可能な限り、次期基本計画の中には出し

ていただきたいと思います。企業については社会的責任などという話がいろいろなところで言われています。ただし、農業については、まず利益は出しておいて、その余力で社会的責任を全うするというような話ではなく、本当に徹底的にやらないと、そろそろ厳しい状況になってきているのではないかなと思います。やや思いつきのような発言で申しわけないのですが、例えば、日本の名だたる企業が人事異動の一環として、3年間は就農してこいとか、そのような仕組みがあっても良いのではないかなと思います。本日の資料を拝見しますと、就農に興味のある人は2万人いると出ています。ところが実際に就農するのは1,200人です。この差は何なのでしょう。何が問題なのか、いろいろデータは出てくるとは思いますが、やはりこれから先の日本の農業の課題は、農業部門だけでは多分解決はできない。何人かの委員の方がご指摘されていましたが、関連するあらゆる産業の英知と努力と協力と、こういったものを使ってやっていかないとなかなか難しいのではないかなという気がいたします。

若干感想になりまして、長くなりました。失礼します。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山内委員。

○山内委員 青年の就農の問題と女性の問題と基盤整備の点について申し上げたいと思います。

青年の就農については、ご意見がたくさん出まして、私も賛成です。長期的に非常に魅力のある仕事を若い方に伝えていくことが重要だと思います。大学、高校のみならず、もうちょっと若い小学校、中学校のときから仕事を見るという授業もあると聞いておりますので、地域の元気な経営をされている方のところに行って、農業のすばらしさを学ぶ体験をできるようなことも、きちんとこの基本計画の中で施策化につなげていっていかれると良いのではないかと思いました。今までは大学の農学系の話ですとか、農業高校のこともご報告があったかと思いますが、今回全く抜け落ちておりますので、施策には入れていただきたいと思います。

女性の活躍は大変期待したいところですが、これも今まで出ておりましたように、一人一人が頑張るって頑張るってと言われてもなかなか難しいことですが、地域やグループで励まし合える関係があればやっていけるというふうに思いますので、私としましては日本全体で女性の活躍をという政策が出ておりますが、各地で農業や公務員の方も含めて、企業の女性の管理職をふやすということも含めて、地域でのネットワークのようなものができて

いき、その中で異業種交流しつつ、農業のよさもわかってもらいつつ、かつ支援をし合える関係ができるというのがいいのではないかというふうに思います。

最後に基盤整備です。資料の2-1を拝見しますと、基盤整備、ほ場の問題、それから老朽化対策、災害への対策、もっともだと思いますが、これが実際に行われるためには、やはり莫大な予算が必要だというふうに感じます。今までの計画の中で一体幾ら、何に使って、何が有効で、何が十分でなかったのかという検証をしていただいた上で、次の5年、そして10年では何が最優先なのかということをもう少し具体的に示していただかないと論議ができません。しっかり中身を具体的に教えていただきたいと思えます。もっとも税金を納める国民にとっても負担の大きい部分かと思えますが、ただ、日本の農業を長期的に支える上で必要なことだとは理解しておりますので、ぜひはっきりと、しっかり論議できるよう提案をお願いしたいと思えます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

最後に私も発言させていただきたいと思うんですけども、経営の問題、担い手の問題に関しては、つくるということも大事ですが、その後、続けていただく、育ていただくということが非常に重要なのではないかと思います。そういう意味で、今日の資料1-1に出てきた15ページの経営継承の問題、これをどうするのかということがとても私は大事だと注目しております。現在の農業経営をする上で求められる規模とか内容ということを考えて場合に、経営継承というのは法人のスタイルというのをかなり参照しないといけないのではないかなと思っております。かつては自作農であったり、それから借地農で家族経営であっても、その当時の経営の内容からすると、そのまま持続的な経営が維持できたのではないかと思います。今の状況では、そういった知恵では無理であるというふうに考えます。そういう意味では、自作農主義、借地農主義からある種、法人主義のようなところにいかなければいけない。ただ、これは全てが法人になるべきだと言っているわけではありません。それから、家族経営でも法人はあり得ますし、当然、言われているように集落営農も法人化するわけです。そういった法人の知恵のようなものをいかに取り入れていくかということ、まず一つ指摘したいと思えます。

それから、永続するという意味で、働く人たちも20年、30年、40年と農業者、経営者として続けていくための仕組みというのが必要なんじゃないかと思います。今、用意されているものは、入ってくる時にいかに支援するかということなんですが、その後、さらに

育っていくための教育のシステムとか研修のシステムというところが余り見えていない。今は非常に意欲のある法人の方々が個別に育てているように私は印象を持っております。それを農業界を挙げて、例えば教育界や労働界とともに人材を育成していくんだという仕組みをつくっていただければありがたいと思います。

私たちの大学の学生もキャリアパスということを非常に強く意識しております。就職した後どのような仕事ができるんだろうか、どういうふうに自分自身が育っていくのか、それを見せないと入ってこないということもございます。どういう仕事をしたかということの評価してもらおう。企業で働くわけではないので、社会的に評価し、また法人の間を転職したり、それから起業したりするときに、その経験が認められるような仕組みというようなものも今後必要なのではないかなというふうに考えております。

以上、私も含めまして全員の委員からご発言いただいたということでございますが、この後の議題もでございます。ですので、恐れ入りますけれども、事務局のほうからのご返答は5分ということで、ごく限られたものになってしまいますけれども、よろしく申し上げます。

○経営局長 手短にご説明させていただきます。

まず、市川委員からございました集落営農のところですが、確かに集落営農の中にいろんなタイプがございます。どこまで国の財政支援をするかという問題がございますので、これはそれぞれの施策ごとに、どこまで対象にするかきちんと整理をしながら進めていきたいというふうに考えております。

女性の関係のところは、いろんなご指摘をいただきましたけれども、やはり女性がいろいろ活躍する場を広げるということは非常に大事だと思います。外に出ていきたいんですけども、なかなかそのチャンスがないということもありますので、農業女子プロジェクト、きらきらしているという話もございましたが、こういう場をつくってどんどん出ていけるようにすることもやっぱりはずみになりますので、こういうものを永続をさせながらやっていきたいというふうに思っております。こういう方々がいろんなところに出ていくことで、社会の中での女性を見る目が変わってくるということになりますので、社会的な変化にもつながるというふうに思っております。

それから、農地中間管理機構との関係で、農協や農業委員会とオーバーラップしているんじゃないかというご指摘がございました。法案をつくるときに、ある部分は整理をいたしました。完全には整理し切っておりません。むしろ今までのものを併存させながら、と

りあえずは進めたほうがいいのかという判断をしておりまして、法律の中には5年後の見直し条項をそのために入れております。やってみて5年後にどういう状況になったかを踏まえて、再度そこはきちんと整理をしたいというふうに考えております。

それから、制度の多角化の関係で伊藤先生からご指摘がございました。マーケティングや6次化の支援ということで、これもおっしゃるとおりでございますので、きちんとこれも考えていきたいと思っております。

それから、経営継承を支援できるようにフランチャイズも含めて、この農業支援をするような、そういう法人も必要だということで、まだそこまで現実にできてきていないような感じがございますが、これも課題として検討させていただきたいと思っております。

それから、香高委員からございました、農業を特殊なものと考えない、これは非常に大きなポイントだと我々は思っております、それぞれいろんな業界、特殊性はあるわけで、農業についてもそういうものはありますけれども、ほかと比べて農業だけが特別だと思いをできるだけなくして、ほかの産業とのバランスを見ながら、ほかの産業でやっているいいことはどんどん農業も取り入れるという発想で政策をきちんとつくっていききたいというふうに考えております。

それと、農業界と経済界との連携、これも非常に大事なポイントですので、これからもいろんな形で継続をしてまいります。

それと、農家が自立した後どうするか。これもおっしゃるとおりで、これも他産業との関係で言えば、自立した後、いろんな展開をするわけですね。いろんな企業と連携して6次化にどんどん進出をする、あるいは輸出に取り組む、いろんなパターンが出てまいりますので、ここについてのイメージが膨らんで、この若い方が農業に参入しようという意欲が湧くように、そこはさらに工夫をしてまいりたいと思っております。

それから、農業委員の女性がどうなっているかという話がございました。今年7月が改選期でしたので、ある程度ふえましたけれども、目標に到達するところまでできていないわけではございません。これは団体の再編のほうの関係になりますけれども、資料3-1の2ページをちょっとご覧いただきたいと思っておりますが、ここの左側に農業委員会の現状と課題が書いてございまして、2つ目の丸のところ、現在は農業委員の選び方は公選制ということになっておりますけれども、実際には投票が行われているのは1割で、あとは無投票当選です。中には女性で自分で立候補したいのに立候補させてもらえなかったとかという話がいっぱいございます。現在、公選制で選ばれる委員が4分の3、それから市議会の推薦

で選ばれるのが4分の1ありまして、多くの女性委員の方は現在は選挙じゃなくて議会推薦のほうで入っているようなケースが多いということもございます。ですから、今の状況のもとでは、女性委員がどんどん増えていく状況にならない。これは女性だけではなくて担い手農家の方が十分委員になっている状況ではありません。農業委員の方の中で4割は兼業農家です。ということも踏まえて、公選制を市町村長の選任制、ただしその前に市議会の同意を得ますし、現場からの推薦なり自分での公募に応じて手を挙げていただく方も含めて制度を変えていこうという提案をこのプランの中ではしているということでございます。

それから、近藤委員からございました、農業の所得が低過ぎることに尽きるんだというご指摘、これもそのとおりだと思います。いかにして農家の所得を上げていくかということですので、経営規模を大きくする、それから経営の質を上げていく、それからそれをサポートする農協等の取組をどうするか、いろんなテーマがございしますが、ここについてきちんとした答えを出していく必要があるというふうに考えております。それから中間管理機構の運用につきましては、いろんな点、改善の工夫をさせていただきます。

それと、従来役場がやっていた仕事を団体、法人がやるようになるというのも、これもご指摘のとおりで、多数の農家が均質でやっていた状態から、少数の担い手と多数の兼業農家に分かれるような事態になりますと、やっぱり共通の作業の部分がどうしても担い手のところに集中をするような傾向は出てきているわけですし、去年からやっている政策見直しで、産業政策と地域政策を分けるというのも、そこをどうするかという発想から取り組んでいることとございます。この点、これからもいろんな工夫をしていく必要があると思っております。

それから、生源寺先生からございました、政策の枠組みは大体できてきたけれども、これをきちんと継続できるものにするという、これもご指摘のとおりで、やっぱり農家のほうからすれば、この制度が安定して続くんだということで初めて前向きな投資をしたり、いろんなことができるようになりますので、継続性ということは非常に大事なポイントだと思いますので、ここは十分意を用いてやっていきたいなと思っております。

それから、農地を受けていく担い手のほうをどうサポートするか。従来から融資制度ですとか出資制度とかいろいろ用意をしてくれておりますけれども、担い手のところがシェアを高めれば高めるほど、この方々が経営がだめになったときには地域全体に相当なダメージが及ぶということにもなりますので、セーフティネットの話も含めて、ここはきちんと

考えていく必要があると思っております。

その一環で出てくるのが収入保険の話でございます。我々、3年ぐらい収入保険の検討をしておりますが、その発想は今日ご説明した23ページでございます。現行の共済制度の問題点からくるセーフティネットの拡充という、そういう意識でございます。特に担い手の方々の中には、野菜をやっている方が相当たくさんいらっしゃいますが、現在の共済は野菜をほとんどカバーしておりません。これでは担い手のセーフティネットとして不十分であると。しかも現在は収穫量だけ、PQのQだけを見ているわけですので、Pも含めてこの大きい担い手の方を含め、きちんとしたセーフティネットにしていかなければいけない。特に大きい方々がいろいろ新しいチャレンジをすればリスクも負いますので、そのときにきちんとチャレンジができるような、そういうセーフティネットをきちんと張ると、こういう発想で収入保険の検討を始めております。来年、フィージビリティスタディをやりますので、法制化するまではまだ時間がありますが、実際にやる時には現行の他制度、共済も含め、それからナラシの制度も含め、それから野菜や畜産の価格安定制度も含めて、そこでの調整をどうするかが非常に大きな問題になってまいります。これはちょっと時間をかけて調整をする必要がございます。

それから、三石委員からございました、担い手に何かあったらどうするか、これも大事な問題で、一つの答えは先生も言われたように法人化ということだと思います。この法人をどういうふうにサポートするかということも大事な問題ですので、フランチャイズを含めてちょっと勉強させていただきたいと思っております。

それから農協問題、それから農業委員会の問題はご指摘いただきましたように、農水省のアンケート調査でも、担い手の方からいろんな不満と申しますか、指摘が出ておりますので、これをどういうふうに改善するかという観点で、先ほどご説明した資料の「農林水産業・地域の活力創造プラン」ができております。これを踏まえて細部の詰めをさらにやっていきたいということでございます。

それと、問題を農業界だけで解決するという時代になっておりますので、いろんなところで書いてございますが、農業界と一般経済界が連携をして、農業・食品産業の発展をやり遂げていくという方向はこれからもずっと続けていきたいというふうに考えております。

それから、中嶋部会長からございました経営継承の話ですけれども、これはやはり法人の経営者の方もかなり高齢化が進んでまいりまして、ここの経営をどういうふうに続ける

か、非常に重要な問題になってきていると我々は思っております。中小企業でも経営継承するまでは7年とか10年とかかかるんです。やっぱり誰に継がせるかという人を定めて、その人に本当に継承できるようにいろんな顔つなぎをするということになると、かなり時間がかかります。これを法人の経営者の方にも自覚していただいて早目にいろんな手だてを講じていただく、そういう工夫も必要ですし、場合によっては、後継者がうまく見つからない場合には法人同士の合併も含めて経営が続けられる体制をどうつくるかと、これは非常に大事なポイントだと思っております。

それから、人材育成の関係はいろんな研修のシステム、農業界、経済界、連携してやることも大事ですし、キャリアパスというのも非常に大事なポイントでございます。最近、法人に就職する若い方が増えてはいますが、今の法人経営の規模ですと5年、10年は法人の中で、例えば何とか部長になってということに済みますけれども、それ以上に昇進して自分の経営判断でどんどんできる状態になるかということ、あるいは所得が上がるかということ、なかなか難しいこともございます。であれば、のれん分けをして新しい法人をつくってもらって、そこの社長になってどんどんやるとか、そういうキャリアパスのモデルもやっぱりつくっていかないといけないと思いますので、これは国がつくってどうなるという話では必ずしもありませんが、法人の方々の取組を含めて、こういうモデルがきちんとできるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○農村振興局長 それでは、市川委員、香高委員、それから生源寺委員、山内委員のご指摘に簡潔にお答えいたします。

まず、市川委員から耕作放棄地の再生について、明らかに不向きなところに投資をするといった効率的でないことをすべきではないという趣旨のお話がありました。おっしゃるとおりでございますし、私どもも現場で調査をいたしまして、再生利用可能な荒廃農地と、それから再生利用が困難な荒廃農地というのをきちんと調べて、それを踏まえて再生対策を講じているということとしております。

それから、香高委員から水路の維持に関するお話がありました。これは2点ございます。

1つは、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策という対策を行っております。これは、農家・非農家の方々、地域の方々の共同作業で末端の水路の維持管理などを行っていただく。これは仰るとおり、昔であれば無償でやっていたというようなこと、これがなかなかできなくなっているということで、これを財政的な支援で後押しをするという

考え方で講じたものでございます。これは本年6月、多面的機能法案という——略称ですが——法律が成立いたしましたして、来年4月からは法律に基づく事業という形になってまいります。これを活用していただいて、その中で活動を行っていただければ日当を払うといったような取組も可能ですので、活用いただければと考えております。

もう一点は、大規模な方々の負担を軽減するという観点。これはICTの活用とかパイプライン化とか、そういったことで労力を軽減していくということも重要なポイントであると考えております。

それから、生源寺委員のご指摘は、これは中身を話し出すと5分ではとても済みませんので、申し訳ございませんが中身の話は省略いたしますが、認識はほぼ共通でございます。私ども、全国土地改良事業団体連合会に検討チームを設けまして、有識者の方、現場のことをよく御存じの方々、学者、それから私ども行政も入った形で検討チームを立ち上げまして、実態の調査・分析、そして土地改良制度のあり方、なにかんづく土地改良事業の参加資格のあり方、そういったことも含めて検討を深めていくということとしておりますので、そこでしっかり調査・分析・検討ということを踏まえて我々も制度検討をしてまいりたいと考えております。

それから、山内委員から基盤整備についての予算と、それから今回の説明では具体的に不十分というお話、論議ができないというご指摘がございました。時間の関係もあってかなりはしよりましたけれども、各ページの右下のところに基本的な考え方は整理をしたつもりでございます。具体的な措置については、今日の資料で言いますと、資料の2-2の方に具体的な予算事業もテーマに沿って掲げまして、何が課題でこういうことを推進するんだということを説明しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。この部会における取り上げ方、進め方については、事務局で検討し、部会長と相談して進めさせていただければありがたいと考えております。なお、事業については——蛇足になりますけれども——事業の事前、期中、事後に評価を行って、適切なものとなっているかということをチェックしながら進めていることを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○中嶋部会長 それでは、生産局。

○生産振興審議官 香高委員それから近藤委員から普及事業についてのご指摘がございました。まず、香高委員から財源は国が5%で残りが県。普及は今、全国で7,000人ぐらいの普及員の方が働いていて、農業改良普及の仕事をしていただいているんですけども、

それがほとんど県の持ち出しになっているということです。昔は農業改良助長法とかに基づきまして国が大分見ていたんです。けれども、地方分権改革のときに、財源を交付税のほうに持って行ってしまったものですから、基本的には県の交付税の中に普及のお金というのは入っていることになっているんです。けれども、都道府県の大分財政が非常に厳しくなっておりますもので、当然のことながら絞られちゃってきているという現実がございます。

その中でございますけれども、ただ一方で、普及は今、全然役に立っていないかといいますと、そんなことはなくて例えばこの間、企画部会の委員にもご視察いただいたんですけれども、例えば栃木県でやっているような、餌米を食べて白い卵ができて、そいつを売っていくということでございます。白い卵をそんなに大きくない農家でやっていらっしゃる方を、例えば東京のお菓子屋さんを紹介して何とか買ってもらうようにするというのは、基本的に普及が一緒について行って交渉したりなんかしているということです。そういった活躍だとか、あるいは例えばこれも新技術が出てきたとき、あるいは新品種が出てきたときに、どこで実証するか、ということを実験研究機関あるいは企業の方とコーディネーションは普及にしかできないということがございます。なので、求められているところが多いのでございます。

それで今後、要するにどういうふうなことをやるかということでございますけれども、近藤委員からございましたように、大きな農家に自分でやっているところに口出しをする必要はないのかもしれませんが、かといって例えば環境のように放っておいたら農家の方が取り組んでいただけないことについて、いろいろやっていただくというふうなコーディネーションとか、そういった必要がございますところにつきまして、要するに特化する形でめり張りをきかせた形で今後事業を展開してお役に立っていくという方向で検討しているところでございます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは一応、時間を区切ってしまって申しわけありませんでしたが、これで議題2の(1)から(3)については終了させていただきたいと思っております。

それでは、続きまして(4)、(5)について事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 資料の5と資料の6を続けて簡単にご説明させていただきます。

資料の5、新たな食料・農業・農村基本計画の検討における国民からの意見・要望の第

2回募集でございます。今回、2月から4月に1回目の募集をしましたがけれども、第2回目ということで7月から9月末まで、この審議会での議論も踏まえて意見募集を行ったところでございます。

1枚めくっていただきますと、前回と同様にインターネット、郵送、ファクスなどで受け付けておりまして、そのほか、農林水産省が実施した意見交換会なり説明会で出された発言の中から基本計画に関する意見・要望についても集約をしております。

結果322件の意見・要望をいただいております、前回と同様、分野別に整理をしてお配りをしているところでございます。時間の関係もありますので、個別の中身の紹介は割愛させていただきます。今後のご参考にしていただければと思います。

続きまして、資料の6でございます。これまで何人かの委員の方から基本計画に関する国民的な議論を深めるために広く国民の意見を聞く場を設定してはどうかというご意見をいただいております。企画部会ではこれまでもホームページ等を通じて意見・要望の募集、それから現地調査などを行ってきたところがございますけれども、ただいま行っている議論が一段落する今年12月中旬から来年1月下旬頃までの期間を目途に、全国10ブロックで意見交換会を開催してはどうかと考えてございます。議事の内容といたしましては、企画部会におけるこれまでの審議の経過の報告、地域の各界・各層の有識者3人から5人程度から意見の陳述をしていただき、企画部会の委員数名にご出席いただいて意見陳述人と意見交換もしていただければどうかと考えてございます。

本日、委員の皆様方のご了解がいただければ、開催日時や出席者など詳細につきまして、今後、部会長や委員の方々にご相談させていただきながら調整を進めてまいりたいと考えてございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 以上、(4)と(5)の議題につきまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。時間を気にしていただいているのではないかとと思いますが、何かあればまた事務局のほうにお寄せいただくということで、特に国民からの意見・要望につきましては非常に重要だと思っておりますので、ぜひお目を通していただければと思います。

それから、一応反対意見はございませんでしたので、地方意見交換会につきましては事務局のご提案のとおり検討していただきまして、また委員の先生方にはご協力をお願い

することになるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題2につきましては、これで終了させていただきます。

続きまして、議題3、生産条件不利補正交付金の調整額の算定方法の制定等についてです。

まず、経営所得安定対策小委員会の審議の経過について、座長を務められた青山座長から報告をしていただきます。それについて委員の皆様方からご意見をいただき、その後、議決していきたいと思っております。

それでは、お願いいたします。

○青山専門委員 皆様こんにちは。小委員会の座長を務めております青山浩子と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、小委員会における審議の結果についてご説明いたしたいと思っております。お手元の資料7-1等をご覧いただきまして進行させていただきます。

第9回企画部会におきまして、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がありました。生産条件不利補正交付金——ゲタ対策と言わせていただきます——の面積単価及び数量単価の改正並びに調整額の算定方法の制定並びに収入減少影響緩和交付金の算定方法の改正についてのうち、小委員会におきまして去る10月3日に生産条件不利補正交付金の調整額の算定方法の制定、そして収入減少影響緩和交付金の算定法の改正につきまして調査・審議をいたしました。資料をお手元に配付されております。

この中にもご参加いただいている委員の一部も含めてご参加いただきまして、出席委員からはゲタ対策についてなんですけれども、今回、面積払いが今まで重視されたんですけども、それが数量払い、面積をつくりましたよ、ではなくて、そこからどれだけの収穫量を得ましたかというところに重点を置くようになりました。この今回の見直しにつきましては、生産者、消費者、実需者それぞれの皆さんから、やはり真剣に取り組む生産者に対してインセンティブが働く、生産意欲が働くということで望ましいというお話でございました。

ただ、非常に重要な制度なんですけれども、私が今、お話しするのもそうなんです、言葉が非常に難しいと。国民にとってわかりにくい制度でもあるので、ぜひ説明をするときに、よりわかりやすく説明をしていく必要があるということがございました。

また、印象に残ったんですけども、委員の1人から今回の対象が面積とかの要件を外れたんですけども認定農業者なんです。生産者の中にどうやったら認定農業者になれる

のか方法がわからないという声もございましたし、また、そういうぐらいなので消費者もやはりなかなか認定農業者ってどういう像なのか、モデル像というか、農家像がわかりにくいので、その辺の水準であったり基準であったり、どういう方々なのかというイメージ像をこの制度と併せて一緒に説明をしていっていただきたいということがございました。

そのほかなんですけれども、審議事項については特段異議はございませんでした。

以上、ご報告いたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明で小委員会の経過について審議していただきました。

ご意見・ご質問がある方は挙手をしていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

当日は市川委員、香高委員、生源寺委員にご参加いただいたと思うんですけれども、何か追加でご発言いただくことはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないということで、ただいま小委員会のほうからは審議事項について特段に異議がないというご報告をいただきましたことを踏まえまして、平成26年9月25日付で農林水産大臣から諮問のあった生産条件不利補正交付金の面積単価及び数量単価の改正並びに調整額の算定方法の制定並びに収入減少影響緩和交付金の算定方法の改正についてのうち、生産条件不利補正交付金の調整額の算定方法の制定及び収入減少影響緩和交付金の算定方法の改正について、小委員会からの報告を踏まえて適当であるとの答申を行うということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項及び第3項の規定により、私のほうで答申の進めさせていただきます。今後、事務局におきましては必要な手続を進めていただきたいと思います。

予定の時間を過ぎてしまいました。申しわけございません。それでは、本日はこのあたりで会議を終了させていただきます。

最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会は10月下旬の開催を予定しておりますが、具体的な日程につきましては後日ご案内を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会は、これにて閉会

させていただきます。

ありがとうございました。

17時34分 閉会